

島田市水防計画



(水防シンボルマーク)

令和6年3月改定

島田市

目 次

第1章 総 則

第1節	目 的	1
第2節	用語の定義	1
第3節	水防の責任等	
1	島田市の責任（水防法第3条）	3
2	気象庁長官（静岡地方気象台長）の責任（水防法第10条）	4
3	国土交通大臣（中部地方整備局長）の責任	4
4	静岡県の責任（水防法第3条の6）	5
5	放送局、西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、 その他報道機関の責任（水防法第27条）	6
6	ダム管理者の責任（河川法第46条）	6
7	居住者等の義務（水防法第24条）	7
8	水防協力団体の義務	7
第4節	水防計画の策定及び変更	7
第5節	安全配慮	7

第2章 水防組織

第1節	島田市水防本部組織	
1	水防本部	9
2	組織系統	9
3	水防本部事務分掌	10
4	水防本部連絡系統図	11
5	消防団	
(1)	分団の管轄区域	12
(2)	消防団の組織	13
(3)	消防団の編成及び職務	14

第3章 重要水防箇所

第1節	重要水防箇所の区分及び評定基準	
(1)	国土交通省重要水防箇所の区分（抜粋）	15
(2)	国土交通省重要水防箇所評定基準（案）（抜粋）	15
(3)	静岡県重要水防箇所の区分	17
(4)	静岡県（県管理区間）重要水防箇所評定基準	17
第2節	重要水防箇所	
(1)	直轄（国管理）区間重要水防箇所表	18
(2)	県管理区間重要水防箇所表	20
(3)	水防上注意を要する陸閘	20
(4)	水防上注意を要する水門	20
(5)	水防上重大な影響のある橋梁	21
(6)	水防上重大な影響のある堤防	21
(7)	島田市重要水防箇所図（島田・金谷地区）	22
(8)	島田市重要水防箇所図（川根地区）	23
第3節	土砂災害(特別)警戒区域一覧	23

第4章 予報及び警報

第1節 気象予報

- (1) 警報の種類と発表基準（抜粋）----- 24
- (2) 注意報の種類と発表基準（抜粋）----- 24
- (3) 大雨警報・降雨警報等を補足する情報----- 25
- (4) 特別警報の発表基準----- 25

第2節 国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報

1 洪水予報計画

- (1) 洪水予報を行う河川名及びその区域----- 26
- (2) 洪水予報の対象となる水位観測所----- 26
- (3) 洪水予報発表者----- 26
- (4) 洪水予報の発表及び解除の基準----- 26
- (5) 洪水予報の発表形式----- 27
- (6) 洪水予報の通知----- 27
- (7) 洪水予報連絡系統図----- 28
- (8) 報道機関電話番号----- 29
- (9) 指定公共機関電話番号----- 29
- (10) 洪水予報様式
 - 様式1－1 直轄河川洪水予報形式（氾濫注意情報）----- 30
 - 様式1－2 直轄河川洪水予報形式（氾濫警戒情報）----- 32
 - 様式1－3 直轄河川洪水予報形式（氾濫危険情報）----- 34
 - 様式1－4 直轄河川洪水予報形式（氾濫発生情報）----- 36

第3節 国土交通大臣が行う水防警報

1 水防警報計画

- (1) 水防警報を行う河川名及び区域----- 38
- (2) 水防警報の対象となる水位観測所----- 38
- (3) 水防警報の種類及び発表----- 38
- (4) 水防警報を発表しない場合の処置----- 38
- (5) 水防警報連絡系統図----- 39
- (6) 報道機関電話番号----- 39
- (7) 水防警報の発表用紙
 - 様式3－1 直轄河川水防警報発表用紙----- 40

第4節 県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知

1 水位周知河川における水位到達情報の提供

- (1) 水位到達情報を通知及び周知する河川名及びその区域----- 41
- (2) 水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所----- 41
- (3) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の基準----- 42
- (4) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の通知----- 42
- (5) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報を
発表しない場合の処置----- 42
- (6) 水位到達情報連絡系統図----- 43
- (7) 県管理河川水位到達情報発表用紙----- 44

第5章	気象予報等の情報収集	
第1節	気象予報等の情報収集	
(1)	気象情報	45
(2)	雨量・河川水位	45
(3)	河川状況の画像情報	45
(4)	潮位・波高	45
第2節	雨量の監視	
(1)	静岡県所管雨量観測所	45
(2)	国土交通省所管雨量観測所	46
(3)	気象庁所管雨量観測所	46
第3節	水位の監視	
(1)	静岡県所管水位観測所	46
(2)	国土交通省所管水位観測所	46
(3)	静岡県所管危機管理型水位計	47
(4)	国土交通省所管水位計（水位観測所の水位計を除く）	47
(5)	市所管危機管理型水位計	47
(6)	静岡県所管監視カメラ	47
(7)	国土交通省所管監視カメラ	48
第6章	ダム、水こう門等の操作	
第1節	ダム、水こう門等の操作	
(1)	ダム注意箇所表	49
(2)	ダム注意箇所図	50
第2節	水防上注意を要する水門等	
(1)	水門等箇所表（国土交通省管理）	51
(2)	水門等箇所表（静岡県管理）	51
(3)	水門等箇所表（大井川土地改良区管理）	51
(4)	水門等箇所表（金谷土地改良区管理）	52
(5)	水門等箇所表（島田市管理）	52
(6)	水防上注意を要する水門等箇所図（島田・金谷地区）	54
(7)	水防上注意を要する水門等箇所図（川根地区）	55
第7章	通信連絡	
第1節	水防通信連絡系統	56
第2節	電話の利用	
(1)	国土交通省関係電話番号一覧	57
(2)	静岡県関係電話番号一覧	57
(3)	気象庁関係電話番号一覧	58
(4)	自衛隊関係電話番号一覧	58
(5)	放送局関係電話番号一覧	58
(6)	市町関係電話番号一覧	58
(7)	市消防団関係電話番号一覧	58
(8)	その他関係電話番号一覧	58
第3節	放送局通信施設の使用	59
第4節	その他通信施設の使用	59
第5節	災害時優先電話について	59

第8章	水防施設及び輸送	
第1節	水防用資器材及び設備の整備	60
第2節	輸送の確保	62
第9章	水防活動	
第1節	水防本部の非常配備	
1	非常配備体制	63
2	水防配備体制	
(1)	水防配備基準（雨量基準）	63
(2)	非常配備に就く時期	63
第2節	消防団の非常配備	
1	消防団を非常配備体制に就かせるための指令	64
2	非常配備基準	64
第3節	巡視及び警戒	
1	平常時	65
2	出水時（洪水）	65
第4節	水防作業	65
第5節	警戒区域の指定	65
第6節	避難の指示	66
第7節	避難のための立退き計画	66
第8節	決壊等（被害情報）の通知及び決壊後の処理	66
第9節	水防配備の解除	
1	市の配備の解除	67
2	消防団の配備の解除	67
第10章	水防信号、水防標識等	
第1節	水防信号	68
第2節	水防標識	68
第3節	身分証票	69
第11章	協力及び応援	
第1節	河川管理者の協力	70
第2節	水防管理団体相互の協力及び応援	70
第3節	警察官の出動要請	70
第4節	自衛隊の派遣要請	70
第5節	国、県との連携	71
第6節	国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請	71
第7節	企業（地元建設業等）との連携	74
第8節	住民、自主防災組織等との連携	74
第12章	費用負担及び公用負担	
第1節	費用負担及び公用負担	
1	費用負担	75
2	公用負担の権限	75
3	公用負担権限委任証明書	75
4	公用負担命令書	75
5	損失補償	76
第2節	公務災害補償	76

第13章	水防報告等	
第1節	水防てん末報告 -----	77
第2節	水防てん末報告事項 -----	77
第3節	消防団の水防活動実施報告書の提出 -----	77
	水防管理団体水防活動実施報告書（静岡県水防計画書様式8） ---	78
	管内水防活動実施報告書（静岡県水防計画書様式9） -----	79
	水防活動実施報告書（様式1） -----	80
第14章	水防訓練 -----	81
第15章	浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難の確保及び 浸水の防止のための措置	
第1節	洪水対応	
(1)	洪水浸水想定区域の指定 -----	81
(2)	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 -----	81
(3)	洪水ハザードマップ -----	82
(4)	予想される水災の危険の周知等 -----	82
(5)	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等 --	82
第16章	水防協力団体	
第1節	水防協力団体の申請、指定及び業務等	
1	水防協力団体の指定、監督、情報提供（法第36、39、40条） -----	83
2	水防協力団体の業務 -----	83
3	水防協力団体の消防機関との連携 -----	83
4	水防協力団体の申請・指定及び運用 -----	83
	島田市水防協力団体指定要領 -----	84
	島田市水防協力団体指定申請書（様式第1号） -----	85
	水防協力団体協力活動業務計画書（様式第2号） -----	85
	島田市水防協力団体認定書（様式第3号） -----	86
	島田市における水防協力団体との水防協働活動実施要領 -----	87
	島田市水防協力団体協力活動報告書（様式第1号） -----	87
第17章	災害用伝言ダイヤル・伝言板	
第1節	災害用伝言ダイヤル「171」等	
1	災害伝言ダイヤルサービス「171」の利用方法 -----	88
2	災害用ブロードバンド伝言板（web171）の利用方法 -----	88
3	携帯電話「災害用伝言板」の利用方法 -----	89
資料		
資料1	要配慮者等利用施設	
資料2	連絡網（幼稚園・保育園等施設/放課後児童クラブ等/老人福祉施設等）	

第1章 総則

第1節 目的

水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、島田市は静岡県知事から指定水防管理団体に指定されている。

島田市が法第33条第1項の規定に基づき作成する水防計画は、島田市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、島田市の地域に係る河川、湖沼の洪水等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

この水防計画書における用語の定義は、次のとおりである。

1 島田市水防本部

島田市の地域に係る水防を総括するために設置するもので、水防に関係の深い部、課で編成し、**島田市役所**内に置くものをいう。

2 水防管理団体（法第2条第2項関係）

水防の責任を有する島田市をいう。

3 水防管理者（法第2条第3項関係）

島田市長をいう。

4 消防機関（法第2条第4項関係）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防本部、消防署、消防団をいう。

5 消防機関の長（法第2条第5項関係）

当市では、静岡市島田消防署長をいう。

6 水防計画（法第2条第6項関係）

水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくはこう門の操作、水防のための消防機関の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 量水標管理者（法第2条第7項、第10条第3項、第12条関係）

量水標その他の水位観測施設の管理者をいう。

県水防計画で定める量水標管理者は、同計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない。

8 洪水予報（法第10条第2項、第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

国土交通大臣又は県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川を洪水予報河川という。

国土交通大臣又は県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項及び第3項）。

9 水防警報（法第2条第8項、第16条関係）

国土交通大臣又は県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川（一級河川大井川）について、国土交通大臣又は県知事が洪水によって災害が起こるおそれがあると認められた時、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

10 指定水防管理団体（法第4条関係）

県知事が水防上公共の安全に重大な関係があると認めて指定した水防管理団体をいう。

11 洪水予報河川（法第10条第2項、第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項、第3項関係）

国土交通大臣が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川（一級河川大井川）。

国土交通省（中部地方整備局静岡河川事務所長）は、洪水予報河川について、気象庁（静岡地方気象台長）と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を基準地点の水位又は流量を示して県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知しなければならない。

12 水位周知河川（法第13条関係）

国土交通大臣又は県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。

国土交通大臣又は県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

13 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は県知事が指定した河川（水位周知河川）において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の到達のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

14 水防団待機水位（通報水位）（法第12条第1項関係）

量水標の設置されている地点ごとに県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

15 氾濫注意水位（警戒水位）（法第12条第2項関係）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして県知事が定める水位をいう。消防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

16 避難判断水位（法第13条第1項、第2項関係）

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市長の高齢者等避難（警戒レベル3）発表の目安となる水位である。

17 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（法第13条第1項、第2項関係）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難指示（警戒レベル4）等の発令判断の目安となる水位である。水位

周知河川については、洪水特別警戒水位に相当する。

18 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

19 洪水浸水想定区域（法第14条関係）

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定しうる最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は県知事が指定した区域をいう。

20 水防協力団体（法第36条第1項関係）

水防に関する業務を適性かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。

第3節 水防の責任等

水防に関する各主体について、水防法又は河川法（昭和39年法律第167号）に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 島田市の責任（法第3条）

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

- (1) 水防組織の確立（法第3条）
- (2) 消防機関の整備（法第5条）
- (3) 消防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- (4) 水防倉庫、資器材の整備
- (5) 通信連絡系統の確立（法第27条）
- (6) 平常時における河川堤防、遊水地等の巡視（法第9条）
- (7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）洪水予報等の伝達方法等、避難行動要支援者を含めた避難警戒体制を市地域防災計画へ定め、これらを記載した印刷物の配布
- (8) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- (9) 予想される水害の危険の周知（法第15条の11）
- (10) 水防協力団体の指定、監督及び情報の提供等（法第36、第39条、第40条）
- (11) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- (12) 消防事務との調整（法第50条）
- (13) 水防時における適正な水防活動の実施

その主たる内容は次のとおりである。

- イ 水防に要する費用の自己負担の確保（法第41条）
- ロ 消防団の出動体制の確保（法第17条）

- ハ 通信網の点検
- ニ 水防資器材の整備点検、調達並びに輸送の確保
- ホ 雨量、水位観測の的確な実施
- ヘ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- ト 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置（法第25条、第26条）
- チ 水防上緊急に必要なある時の公費負担権限の行使及び損失を受けた者への損失の補償（法第28条及び法第28条第3項）
- リ 住民への水防活動従事の指示（法第24条）
- 又 警察官の出動要請（法第22条）
- ル 避難のための立退きの指示（法第29条）
- ヲ 自衛隊の派遣要請（県知事を経由する 自衛隊法第83条）
- ワ 水防管理団体相互の協力応援（法第23条）
- カ 水防解除の指示
- コ 水防てん末報告書の提出（法第47条）

また、指定水防管理団体の義務として次の事項を必ず行わなければならない。

- (1) 水防機関の整備（法第5条）
- (2) 水防計画の樹立（法第33条第1項）
都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは変更しなければならない。
- (3) 水防計画の県知事への届け出（法第33条第3項）
水防計画を定め、又は変更したときは、県知事に届け出なければならない。
- (4) 水防計画を定め、又は変更したときは、公表するよう努めなければならない。（法第33条第3項）
- (5) 消防団員数の確保（法第35条）
- (6) 消防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練（法第32条の2）
- (7) 市防災会議への諮問（法第33条）

2 気象庁長官（静岡地方気象台長）の責任（法第10条）

- (1) 気象、洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項、第3項）

3 国土交通大臣（中部地方整備局長）の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 洪水予報（法第10条）

大井川の洪水予報指定河川において、静岡地方気象台と共同して、洪水の恐れがあると認められるときは水位又は流量を示して県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般住民に周知させなければならない。

- (3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (4) 水位周知河川の水位情報の通知及び周知（法第13条第1項）
前項以外の河川で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定めた河川において、当該河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して、県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般住民に周知させなければならない。
- (5) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町長への通知（法13条の4）
- (6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- (7) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- (8) 水防警報（法第16条）
大井川及び指定した支川について、洪水、津波又は高潮により損害を生ずる恐れがあると認められるときは、水防警報を発表し、県知事に通知しなければならない。
- (9) 重要河川における県知事等に対する指示（法第31条）
- (10) 特定緊急水防活動（法第32条）
- (11) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (12) 県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

4 静岡県の責任（法第3条の6）

静岡県は水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう次の事項により水防能力の確保とその指導に努める責任を有する。

- (1) 水防計画の樹立（法第7条）
- (2) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- (3) 水防協議会の設置（法第8条）
- (4) 水防事務の調整及び円滑な実施（法第3条の6）
- (5) 洪水予報の発表（法第11条）
- (6) 洪水予報等の通知（法第10条第3項、法第11条）
国土交通省が指定した河川について洪水予報の通知を受けた場合若しくは気象庁から洪水の予報の通知を受けた場合、又は県知事が指定した河川について洪水予報を発令した場合、直ちに関係のある水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。
- (7) 水位の通報及び公表（法第12条）
洪水のおそれがあるとき、又は洪水予報が発令された場合において、並びに県で定める水防団待機水位（通報水位）を超えるときは県の水防計画で定めるところにより関係者に通報しなければならない。また、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときはその水位の状況を、県の水防計画で定めるところにより公表しなければならない。
- (8) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の発表（法第13条第2項）
国土交通大臣又は県知事が指定した洪水予報河川以外の河川で氾濫危険水位

(洪水特別警戒水位)を定めた河川において、当該河川の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに県水防計画に定める水防管理者及び関係機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(9) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位到達情報の通知(法第13条第1、3項)国土交通大臣が指定した氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を設定した河川の通知を受けた場合、直ちに県水防計画に定める水防管理者及び関係機関に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(10) 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町長への通知(法第13条の4)

(11) 浸水想定区域(法第14条第1項)

洪水予報指定河川及び氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位情報を発令するとして指定した河川について、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。

(12) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置(法第15条の10)

(13) 水防信号(法第20条)

(14) 水防警報の発表及び通知水防警報河川等指定したときの公示(法第16条第1項、第3項、第4項)

〔島田市には該当河川なし〕

(15) 水防警報の通知(法第16条第3項)

国土交通大臣が指定した河川及び海岸について行う水防警報の通知を受けたとき、又は前項の水防警報を発令した時は関係水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。

(16) 必要と認める区域の住居者に対する立退きの指示(法第29条)

(17) 水防上緊急を要するときの水防管理者、消防団長又は消防機関の長に対する指示(法第30条)

(18) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定(法第4条)

(19) 消防団員の定員の基準(法第35条)

(20) 水防協力団体に対する水防に関する勧告及び助言(法第48条)

(21) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第40条)

(22) 水防管理団体の負担する費用補助(法第44条)

(23) 水防に関する必要な報告(法第47条)

5 放送局、西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、その他報道機関の責任(法第27条)

水防上緊急を要する通信報道がもっとも迅速に行われるよう協力しなければならない。

6 ダム管理者の責任(河川法第46条)

洪水が発生し又は発生するおそれのある場合においては、水位及び水量等の観測結果及び当該ダムの操作の状況を河川管理者及び、県知事に通報しなければならない。

7 居住者等の義務（法第24条、第27条）

- (1) 常に気象状況、水防状況等に注意し、市長の要請のある場合、又は水害が予想される場合は進んで水防に協力するように努めなければならない。
- (2) 水防通信への協力

8 水防協力団体の義務（水防協力団体の業務：法第37条）

- (1) 決壊の通報（法第25条）
- (2) 決壊後の処理（法第26条）
- (3) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (4) 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条、第39条）

第4節 水防計画の策定及び変更

市は、毎年、県の水防計画に依りて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、防災会議に諮る（法第33条第2項の規定により、島田市は水防協議会を設置しないため、防災会議に諮らなければならない。）とともに、県知事に届け出るものとする。

また、水防計画は、各種の事態を想定してでき得る限り具体的に策定し、これを一般住民に周知徹底するよう努めるものとし、水防計画を定め、又は変更したときはその要旨を公表し、関係機関に配布するものとする。

第5節 安全配慮

洪水等において、職員や消防団員等の水防活動に従事する者の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、職員や消防団員等の水防活動に従事する者の安全は確保しなければならない。

なお、職員や消防団員等が自身の安全確保のために配慮すべき事項は、次のとおり活動地域の状況に応じた対応をとるものとする。

- (1) 水防活動時には、ライフジャケット等を着用すること。
- (2) 水防活動時の安否確認のため、通常のもので不通の場合でも通信機器を携帯すること。
- (3) 水防活動時には、ラジオ等を携帯するなど、最新の気象情報等が入手できる状態で活動すること。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させること。
- (5) 水防活動は原則として複数人で行う。
- (6) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置すること。
- (7) 指揮者及び監視員は、現場状況の把握に努め、職員や消防団員等の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行うこと。
- (8) 指揮者は職員や消防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を職員や消防団員等へ周知し、共有しなければならない。

- (9) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底すること。
- (10) 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を消防団員に配布するなど、安全確保のための研修を実施すること。

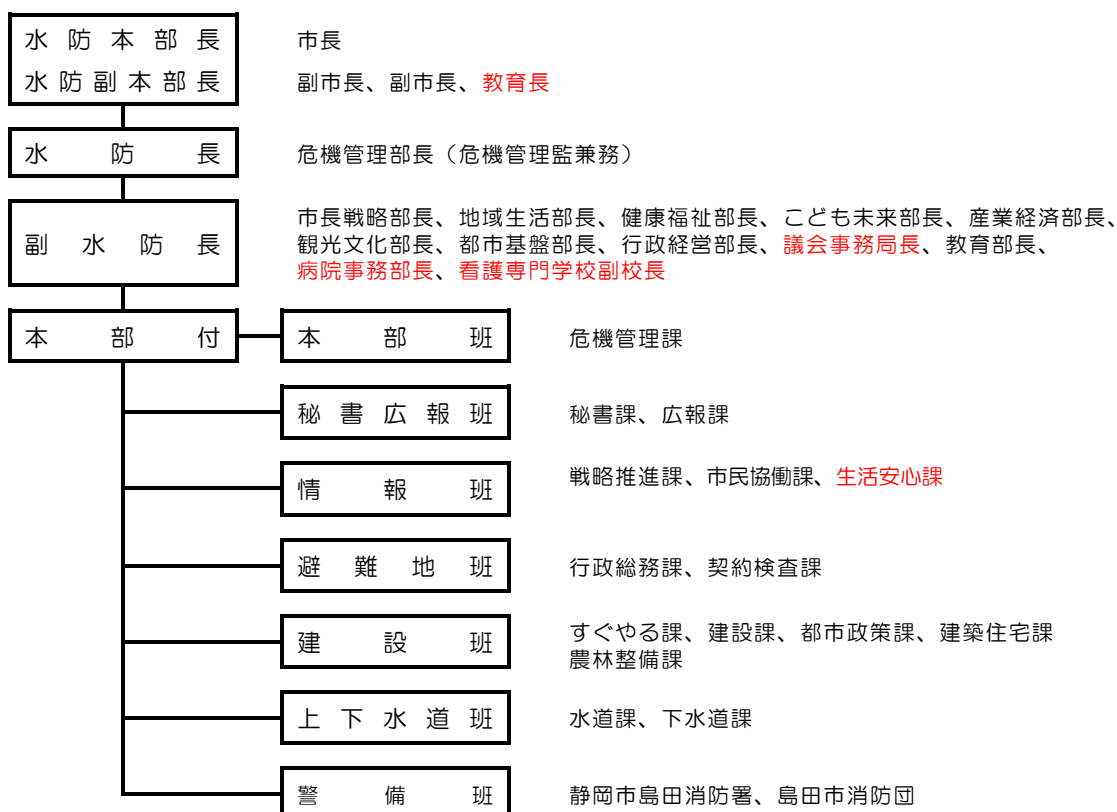
第2章 水防組織

第1節 島田市水防本部組織

1 水防本部

- (1) 水防本部長は、洪水等において水防活動の必要があると認められた時から、その危険が除去するまでの間、初期水防体制の第3配備体制として水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。なお、台風接近等に伴い、初期水防体制の第3配備体制移行前に、住民避難や各種水防措置を講じる等、全庁的対応が必要となった場合は、水防本部に準じた水防警戒組織を設置することがある。
- (2) 水防本部の設置場所は、**島田市役所3階大会議室**とする。
- (3) 水防本部の事務局は、危機管理部危機管理課に置くものとする。ただし、島田市災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。
- (4) 職員の動員体制は、課単位とし、初期水防第1・第2配備体制に出動しない職員も含むものとする。また、初期水防配備体制班組に編成されていても本部組織でない課の職員及び避難地班の職員は、この組織から除外するものとする。ただし、川根地区担当の職員はこの限りでない。
- (5) 情報班、建設班、上下水道班の川根地区担当は、初期水防体制において川根地区担当とされている者、川根地域総合課及び川根地区に住居を有する職員とする。

2 組織系統



※川根地区は川根地域総合課が主に担当し、水防本部と連携するものとする。

3 水防本部事務分掌（◎班長、○副班長）

班 名	事務分掌
本部班 ◎危機管理課長	(運営・調整チーム：危機管理課) <ul style="list-style-type: none"> 水防本部要員及び職員の動員及び出動に関する事。 避難情報の発令、警戒地域の設定に関する事。 水防本部の開設及び運営に関する事。 本部長の命令伝達に関する事。 関係機関との連絡調整及び報告に関する事。
秘書広報班 ◎秘書課長 ○広報課長	<ul style="list-style-type: none"> 市民への広報に関する事。 報道機関への発表及び協力要請に関する事。 水防本部の情報機器の設置及び管理に関する事。 本部長、副本部長の秘書に関する事。
情報班 ◎戦略推進課長 ○市民協働課長 ○生活安心課長	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集及び受付に関する事。 情報の分類に関する事。 情報の管理に関する事。 情報の掲示に関する事。
避難地班 ◎行政総務課長 ○契約検査課長	<ul style="list-style-type: none"> 避難地派遣職員の動員及び出動に関する事。 避難地派遣職員からの情報の収集、伝達に関する事。 住民の避難誘導等安全確保に関する事。 水防本部への避難地情報及び状況の報告に関する事。
建設班 ◎すぐやる課長 ○都市政策課長 ○建設課長 ○建築住宅課長 ○農林整備課長	<ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設の被害状況の調査及び取りまとめに関する事。 道路、橋梁の交通規制に関する事。 道路障害物等の除去に関する事。 道路、橋梁、河川、その他公共施設の応急復旧及びその指導に関する事。 応急資機材の調達に関する事。
上下水道班 ◎水道課長 ○下水道課長	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水の確保、供給に関する事。 給水用機械、器具、薬品及び資材の調達に関する事。 水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 (飲料水供給施設も含む。) 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。
警備班 ◎静岡市島田消防署消防吏員 ◎島田市消防団長	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所の警戒、監視及び防御に関する事。 避難誘導に関する事。 救急、救出に関する事。

注1：班の人員は必要に応じ、班の枠を超えて相互に融通できるものとする。

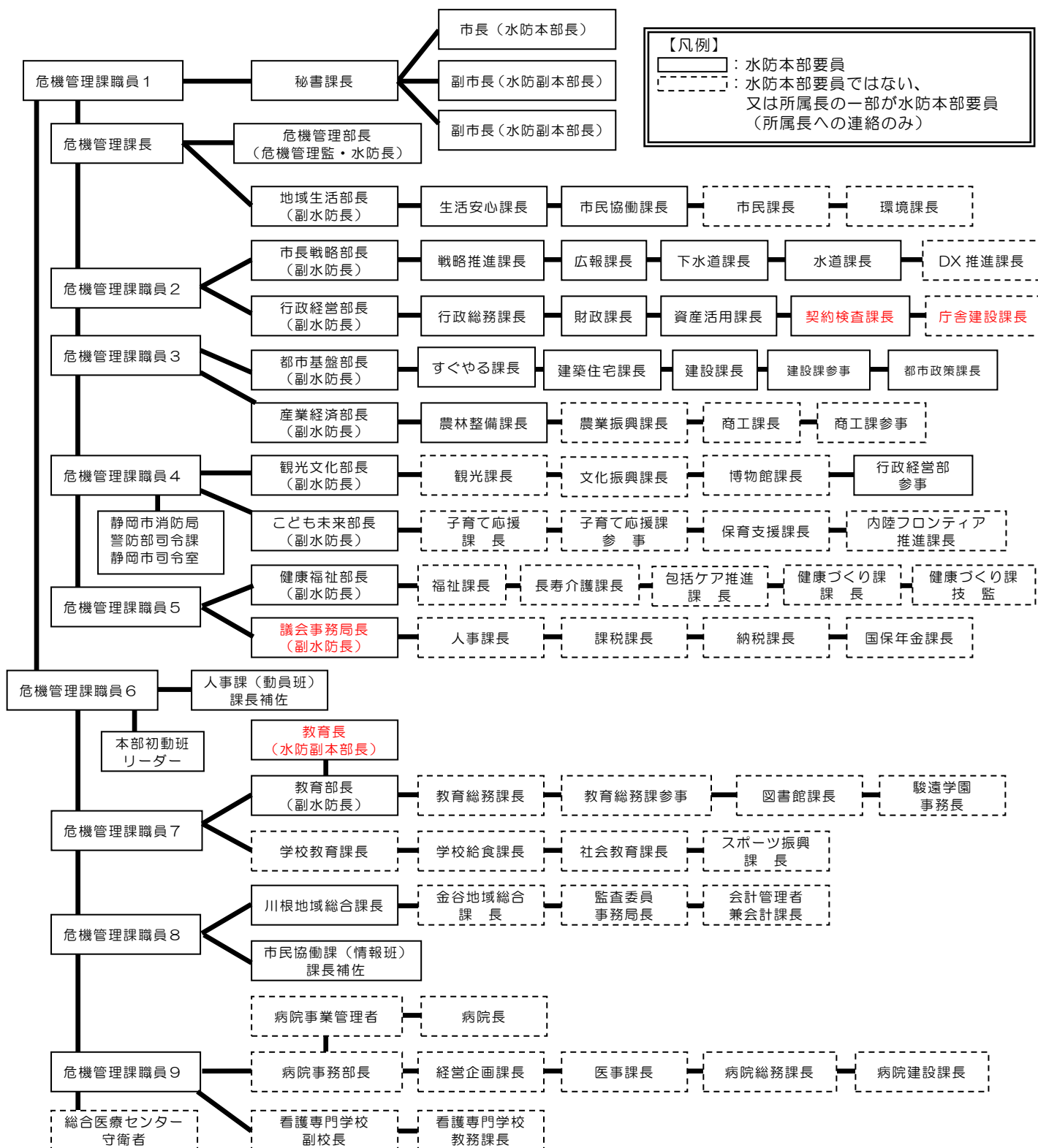
注2：災害発生時の非常配備体制は、島田市地域防災計画による。

注3：水防長は、大雨・洪水警報が発令され、第2配備体制で対処できないと判断した時に水防本部の設置を指示するものとする。

注4：川根地区は川根地域総合課が主に担当し、水防本部と連携するものとする。

4 水防本部連絡系統図

水防本部の設置の連絡は、「職員参集メール」又は「職員非常招集連絡系統図（勤務時間内・外）」によるものとし、連絡を受けた水防本部要員である所属長は、各課が作成する「非常(緊急)招集連絡網」により職員を動員するものとする。



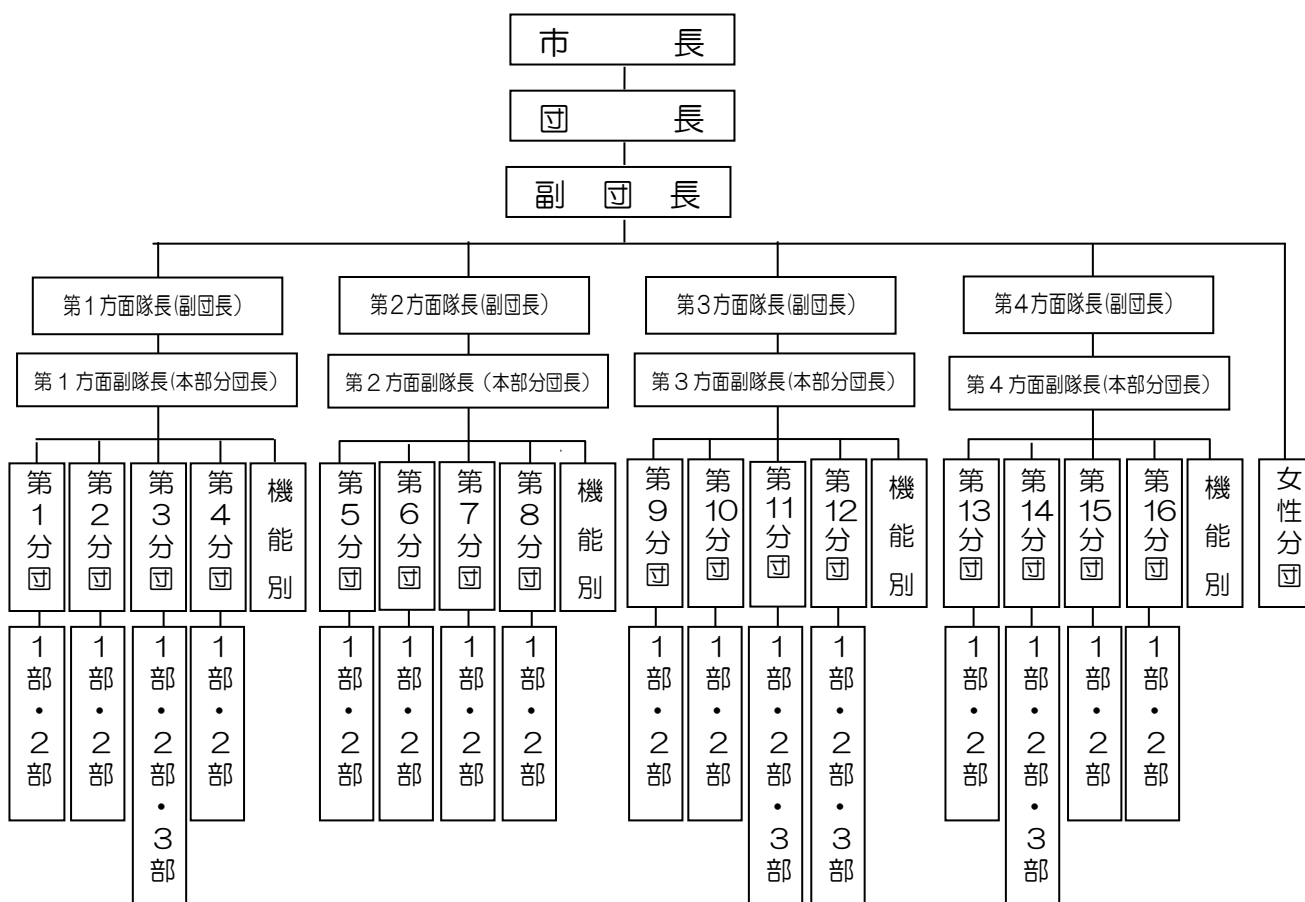
5 消防団

(1) 分団の管轄区域

方面隊	分団	管 轄 区 域	要警戒延長 (k m)
第一方面隊	1	伊太谷川左右岸中溝町から中河町まで及びこの区間の支流	2.3
	2	大井川左岸横井一丁目から旭三丁目まで及びこの区間の支流	3.8
		大津谷川左岸松葉町から元島田まで及びこの区間の支流	0.8
		大津谷川右岸元島田から御仮屋町まで及びこの区間の支流	1.4
		伊太谷川左岸元島田から大津谷川合流点まで及びこの区間の支流	0.8
		伊太谷川右岸御仮屋町から大津谷川合流点まで及びこの区間の支流	0.7
	3	大井川右岸鎌塚から吉田町境まで及びこの区間の支流	9.4
		湯日川左右岸吹木から吉田町境まで及びこの区間の支流	9.7
	4	大井川左岸高島町から藤枝市境まで及びこの区間の支流	1.9
		東光寺谷川左右岸東光寺から栃山川合流点まで及びこの区間の支流	6.1
		栃山川左岸道悦三丁目から藤枝市境まで及びこの区間の支流	1.2
		栃山川右岸御請から藤枝市境まで及びこの区間の支流	3.0
大津谷川左岸阿知ヶ谷から藤枝市境まで及びこの区間の支流		2.6	
大津谷川右岸高島町から藤枝市境まで及びこの区間の支流		2.1	
第二方面隊	5	大津谷川左岸大草から東野田まで及びこの区間の支流	4.2
		大津谷川右岸大草から西野田まで及びこの区間の支流	4.0
		尾川左岸尾川から大津谷川合流点まで及びこの区間の支流	1.4
	6	大井川左岸鶉網から相賀まで及びこの区間の支流	5.1
相賀谷川左岸相賀から大井川合流点まで及びこの区間の支流		5.0	
7	大井川左岸丹原から鶉網まで及びこの区間の支流	6.3	
	伊久美川左岸白井から大井川合流点まで及びこの区間の支流	13.7	
8	大井川左岸伊太から河原一丁目まで及びこの区間の支流	2.8	
	伊太谷川左岸伊太から向谷元町まで及びこの区間の支流	4.1	
第三方面隊	9	小鮎川（菊川）から菊川市境まで及びこの区間の支流	4.2
	10	大井川右岸大代川合流点から鎌塚境まで及びこの区間の支流	0.7
		大代川朝日橋から大井川合流点まで及びこの区間の支流	1.3
		大井川右岸新大井川橋から大代川合流点まで及びこの区間の支流	2.5
		大代川昭代橋から朝日橋まで及びこの区間の支流	3.3
	11	大井川右岸新大井川橋橋上・下流付近	
		大代川谷北橋から昭代橋まで及びこの区間の支流	0.7
12	大代川大代庄司地区から谷北橋まで及びこの区間の支流	6.1	
	大井川右岸横岡地区居林から新大井川橋まで及びこの区間の支流	5.5	
	大井川右岸高熊地区から横岡地区居林まで及びこの区間の支流	9.2	
	一級河川福用川及び白光川全域	3.0	

方面隊	分団	管轄区域	要警戒延長 (km)
第四方面隊	13	大井川右岸葛籠地区から大和田地区まで及びこの区間の支流	11.6
		一級河川家山川塩本地区から両現まで及びこの区間の支流	5.6
		準用河川太田ヶ谷沢家山（中部）地区全域	1.0
		準用河川後藤沢家山（東部）地区全域	1.3
		南沢大和田全域	0.8
	14	一級河川家山川塩本地区から両現まで及びこの区間の支流	5.6
		清水沢家山（西向）地区全域	0.9
		岩鼻沢越地全域	1.4
	15	大井川右岸葛籠地区から大和田地区まで及びこの区間の支流	11.6
		藤蔓沢抜里地区全域	1.9
		宮沢川葛籠地区全域	0.8
		準用河川上手川抜里地区全域	3.0
		準用河川湯沢川石風呂地区全域	0.4
	16	大井川左岸笹間渡地区から渡島地区まで及びこの区間の支流	11.6
		一級河川身成川上河内地区から渡島地区まで及びこの区間の支流	7.1
		堀之内沢堀之内地区全域	1.8
井戸沢北地区から堀之内地区まで及びこの区間の支流		1.0	
一級河川笹間川笹間地区全域及びこの区間の支流		15.5	
外の沢石上地区全域		1.9	

(2) 消防団の組織 (令和5年4月1日現在)



組織	団員数(人)	組織	団員数(人)
団本部	22	第10分団	44
第1分団	28	第11分団	38
第2分団	37	第12分団	43
第3分団	70	第13分団	32
第4分団	53	第14分団	41
第5分団	38	第15分団	38
第6分団	30	第16分団	42
第7分団	34	女性分団	9
第8分団	29	機能別団員	86
第9分団	40	合計	754

(3) 消防団の編成及び職務

- ア 消防団は、水防本部長の所管の下に行動する。
- イ 消防団の職務は、次のとおりとする。
 - 団長 消防団を掌握し、消防団を指揮監督する。
 - 副団長 団長を補佐し、団長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 方面隊長 方面隊を掌握し、方面隊を指揮監督する。
 - 副方面隊長 分団を掌握し、分団を指揮監督する。
 - 分団長 分団を掌握し、団員を指揮監督する。
 - 副分団長 分団長を補佐し、分団長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 部長 分団長の命を受け、団員の水防作業全般の指揮をとる。
 - 班長 分団長若しくは部長の命を受け、団員の水防作業全般の指揮をとる。
 - 団員 分団長若しくは班長の命を受け、水防作業に当たる。

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

水防関係者は、随時河川堤防及び土石流発生注意箇所、その他水防に影響のある工作物を監視し、気象台の予報により異常降雨が予想される場合は、地区それぞれの特質を把握し、万全の措置をとる必要がある。

第1節 重要水防箇所の区分及び評定基準

(1) 国土交通省重要水防箇所の区分（抜粋）

種 類	内 容
重要区間	「重要水防箇所」は、その箇所の堤防の状態などにより「越水（溢水）」「堤体漏水」「基礎地盤漏水」などのいくつかの種別に分類しています。さらにその種別ごとに、その箇所の状況に応じて2つの重要度と要注意区間に区分されます。（「重要水防箇所評定基準(案)」参照） A：水防上（監視又は巡視する）最も重要な区間 B：水防上（監視又は巡視する）重要な区間
要注意区間	工事施工、新堤防・旧川跡・破堤跡、陸閘の該当箇所について「要注意区間」と定義している。
重点区間	水防活動上の必要性に応じて、特に水防時に重点的に巡視すべき区間を設定する。

(2) 国土交通省重要水防箇所評定基準(案)（抜粋）

河川局治水課長通達（平成6年10月28日建設省河治発第79号、最終改正：平成31年2月27日国土交通省河治第97号）

種 別	重 要 度	
	A水防上最も重要な区間	B水防上重要な区間
越 水 (溢 水)	(1) 計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所	(2) 計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所
堤体漏水	(1) 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所 (2) 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所 (3) 消防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高い	(1) 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所 (2) 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じ

	と考えられる箇所	るおそれがあると考えられる箇所
基礎地盤漏水	<ul style="list-style-type: none"> (1) 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所 (2) 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所 (3) 消防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に係る変状が集中している箇所 (2) 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所 (3) 消防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所
水衝・洗掘	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所 (2) 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所 (3) 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所
工作物	<ul style="list-style-type: none"> (1) 河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所 (2) 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所 	<ul style="list-style-type: none"> 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所

種 別	要注意区間
工事施工	出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防・ 破堤跡・旧川跡	1 新堤防で築造後3年以内の箇所 2 破堤跡又は旧川跡の箇所
陸 閘	陸閘が設置されている箇所

(3) 静岡県重要水防箇所の区分

種 類	内 容
重要度A	洪水出水中、定期的に巡回、監視して状況を通報すべき箇所 (すなわち、洪水注意報を受けたときより巡回、監視にあたる)
重要度B	洪水出水中、随時巡回、監視すべき箇所 (洪水警報を受けたときより巡回、監視にあたる)

(4) 静岡県(県管理区間)重要水防箇所評定基準

重要度A	重要度B
<p>時間雨量30mm、日雨量130mm相当の降雨(基準流量)に対し、次の事項により施設被害の想定規模が200戸以上の家屋に及びと予想される箇所 (機能度及び耐用度)</p> <p>1 流下能力がないもの(基準流量が現況流下能力を超えるものについて注意箇所に指定)</p> <p>2 漏水、洗掘が予想される箇所</p> <p>3 取水堰、橋梁等不等沈下、流水疎通の障害等が認められ、被害が予想される箇所</p> <p>4 樋門、樋管等、堤防横断工作物の施設が老朽化し、被害が予想される箇所</p> <p>以上のいずれか1つに該当する場合に重要度Aに指定する。</p>	<p>時間雨量50mm、日雨量200mm相当の降雨(基準流量)に対し、次の事項により施設被害の想定規模が25戸以上の家屋に及びと予想される箇所 (機能度及び耐用度)</p> <p>1 流下能力がないもの(基準流量が現況流下能力を超えるものについて注意箇所に指定)</p> <p>2 漏水、洗掘が予想される箇所</p> <p>3 取水堰、橋梁等不等沈下、流水疎通の障害等が認められ、被害が予想される箇所</p> <p>4 樋門、樋管等、堤防横断工作物の施設が老朽化し、被害が予想される箇所</p> <p>以上のいずれか1つに該当する場合に重要度Bに指定する。</p>

第2節 重要水防箇所（出典：静岡県水防計画）

(1) 直轄（国管理）区間重要水防箇所表

図面 対象 箇所	河川名	ランドマーク	大字	左右 岸	延長 (m)	位 置	重 要 度	注 意 を 要 す る 理 由	水防工法	避難場所
1	大井川	東海道新幹線大井川橋梁下流	中河	右	70	7.2k+70m ～7.4k-60m	A	暫定堤防 (霞堤)	—	—
2	大井川	源助橋	細島	左	50	9.0k+190m ～9.2k+40m	B	洗堀の未施工	木流し工	六合東小学校
3	大井川	谷口橋～島田大橋下流	御請	左	1,110	10.2K+70m ～11.4K	B	堤防脆弱性	シート張り工	六合東小学校
4	大井川	アピタ	宝来町	左	220	12.0K ～12.2K+20m	B	堤防脆弱性	シート張り工	六合東小学校
5	大井川	島田球場上流	横井	左	160	13.8K ～14.0K-30m	B	堤防脆弱性	シート張り工	第一小学校
6	大井川	JR東海道線下流	横井	左	280	14.6K ～14.8K+80m	B	堤防脆弱性	シート張り工	第一小学校
7	大井川	島田市博物館	向島町	左	210	15.2K ～15.4K	B	堤防脆弱性	シート張り工	第一小学校
8	大井川	島田市博物館	河原	左	120	15.8K ～15.8K+110m	B	堤防脆弱性	シート張り工	第一小学校
9	大井川	新大井川橋下流	稲荷	左	200	16.6K ～16.8K	B	堤防脆弱性	シート張り工	第一小学校
10	大井川	新東名大井川橋梁上下流	相賀	左	360	18.2K+120m ～18.6K+80m	B	堤防脆弱性	シート張り工	相賀小学校
11	大井川	新東名～大井川用水路橋	相賀	左	990	18.8K+130m 20.0K-40m	B	暫定堤防	積土のう工	相賀小学校 神座小学校
12	大井川	大沢排水路～大井神社	神座	左	2,380	20.8K-70m ～23.2K-90m	B	堤防脆弱性	シート張り工	神座小学校
13	大井川	大沢排水路～大井神社	神座	左	3,240	19.8K+50m ～23.2K-90m	B	G/W,ivによる 照査	月の輪工	神座小学校
14	大井川	神座総合スポーツ広場上流約 100m	神座	左	100	23.0K+150m ～23.2K+50m	B	洗堀の未施工	木流し工	神座小学校
15	大井川	東名高速道路上流	中河	右	320	5.4K ～5.6K+110m	B	堤防脆弱性	シート張り工	初倉中学校

図面 対象 箇所	河川名	ランドマーク	大字	左右 岸	延長 (m)	位 置	重 要 度	注 意 を 要 す る 理 由	水防工法	避難場所
16	大井川	東名高速道路上流	中河	右	10	5.6K+90m ~5.6K+100m	B	洗堀の未施工	木流し工	初倉中学校
17	大井川	はばたき橋上下流	中河	右	860	5.6K+190m ~6.8K	B	堤防脆弱性	シート張り工	初倉中学校
18	大井川	はばたき橋上流	中河	右	20	6.2K+60m ~6.2K+80m	B	洗堀の未施工	木流し工	初倉中学校
19	大井川	はばたき橋上流	中河	右	70	6.4K+50m ~6.6K-80m	B	洗堀の未施工	木流し工	初倉中学校
20	大井川	松野鋳造所	阪本	右	240	8.8K+130m ~9.2K+50m	B	G/W,ivによる 照査	月の輪工	初倉小学校
21	大井川	谷口橋	阪本	右	200	9.8K ~9.8K+40m	B	洗堀の未施工	木流し工	初倉小学校
22	大井川	谷口橋	阪本	右	220	9.8K+20m ~10.2K-70m	B	G/W,ivによる 照査	月の輪工	初倉小学校
23	大井川	谷口橋上流約900m	阪本	右	245	10.8k+40m ~11.2k-80m	B	洗堀の未施工	木流し工	—
24	大井川	鎌塚茶農協下流約400m	湯日	右	330	13.6k+190m ~14.0k	B	洗堀の未施工	木流し工	—
25	大井川	大代川合流部	金谷 二軒家	右	20	14.8K+130m ~14.8K+150m	B	洗堀の未施工	木流し工	—
26	大井川	新大井川橋下流	金谷東	右	700	16.2K+150m ~16.8K+50m	B	堤防脆弱性	シート張り工	金谷高校
27	大井川	新大井川橋上流	島	右	370	16.8K+110m ~17.2K+40m	B	堤防脆弱性	シート張り工	金谷高校
28	大井川	築切下排水樋管	牛尾	右	370	17.2K+150m ~17.8K	B	堤防脆弱性	シート張り工	五和小学校
29	大井川	新東名大井川橋	牛尾	右	190	18.8K+170m ~19.4K-70m	B	河積不足	積土のう工	—

(2) 県管理区間重要水防箇所表

図面 対象 箇所	河川名	ランドマーク	大字	左右 岸	延長 (m)	位置	重 要 度	注 意 を 要 す る 理 由	水防工法	避難場所
30	伊太谷川	放水路流入点～新東名交差付近	伊太	左右	700	3.7k～4.4k	A	断面狭小	積土のう工	伊太小学校
31	尾川	大津谷川合流点から上流へ	落合	左右	200	0.0k～0.2k	A	断面狭小	積土のう工	大津小学校
32	相賀谷川	下相賀橋から上流へ	相賀	左右	300	0.2k+50m ～0.5k+50m	A	断面狭小	積土のう工	相賀小学校
33	東光寺谷川	八島橋から上流へ	岸町	左右	150	2.4k ～2.5k+50m	A	断面狭小	積土のう工	岸町スポーツ広場 島田工業高校
34	東光寺谷川	出合橋から阿知ヶ谷橋	阿知ヶ谷	左右	150	3.2K ～3.3K+50m	A	断面狭小	積土のう工	島田工業高校
35	大津谷川	尾川合流点から上流へ	落合	左右	280	3.1k+20m ～3.4k	B	断面狭小	積土のう工	大津小学校
36	大井川	特養老人ホーム前	川根町家山	右	800	30.8k～31.6k	B	堤防高不足	積土のう工	川根小学校
37	相賀谷川	下相賀橋上流300m～滝田橋	相賀	左右	2,900	0.5k+50m ～3.4k+50m	B	断面狭小	積土のう工	相賀小学校
38	笹間川	大沢合流点下流500mから上流へ	川根町笹間上	左右	500	11.3k～11.8k	B	河岸洗掘	積土のう工	山村都市交流センターささま

(3) 水防上注意を要する陸閘

図面 対象 箇所	河川名	水門等の名称 (ランドマーク)	大字	左右 岸	位 置	管理者	摘 要
39	大井川	相賀陸閘	相賀	左	17.8K+100m	国土交通省	

(4) 水防上注意を要する水門

図面 対象 箇所	河川名	水門等の名称	大字	管理者	摘 要
40	大井川	牛尾築切下排水樋管	牛尾	島田市	H=1.50、W=1.50、連=1、鋼製、スライド、手動
41	大井川	家山水門	川根町家山	静岡県（島田市委託）	L=3.6、H=1.60、連=1、木製、角落し、手動

図面対象箇所	河川名	水門等の名称	大字	管理者	摘要
42	大津谷川	樋管	松葉町	島田市	H=1.60、W=1.60、木製、捲揚、手動
43	大津谷川	高島排水機場	高島町	静岡県（島田市委託）	WΦ=0.7、連=2、鋼鉄製、可搬式(本体)、コラム型着脱式
44	大津谷川	高島樋門	高島町	静岡県（島田市委託）	H=1.20、W=2.40、連=2、鋼製、スライド、電動
45	大津谷川（栃山川）	栃山頭首工	御請	大井川土地改良区	H=3.35、3.05、W=10.60、24.00、連=1、1 鋼製、電動ワイヤーゲート、電動
46	大代川	二軒家大榎樋門	二軒家	静岡県（島田市委託）	H=2.00、W=1.75、鋼製、スライド手動
47	大代川	新堀川樋門	金谷東二丁目	静岡県（島田市委託）	H=3.60、W=5.70、連=2、鋼製、ローラー電動
48	大代川	泉町樋管	金谷泉町	島田市	H=1.50、W=2.90、連=1、鋼製、ラック式、電動
49	大代川	清水樋門	金谷清水	島田市	H=1.20、H=1.20、連=1、木製、捲揚、手動
50	大代川	見晴樋門	金谷代官町	島田市	H=1.00、H=1.00、連=1、鋼製、捲揚、電動
51	大代川	東町樋管	金谷東二丁目	島田市	H=1.50、W=2.10、連=1、鋼製、ラック式、電動
52	大井川（伊太谷川）	伊太水門	相賀	静岡県	H=2.40、W=3.10、連=2、鉄筋コンクリート製、 引上扉（鋼製）、電動

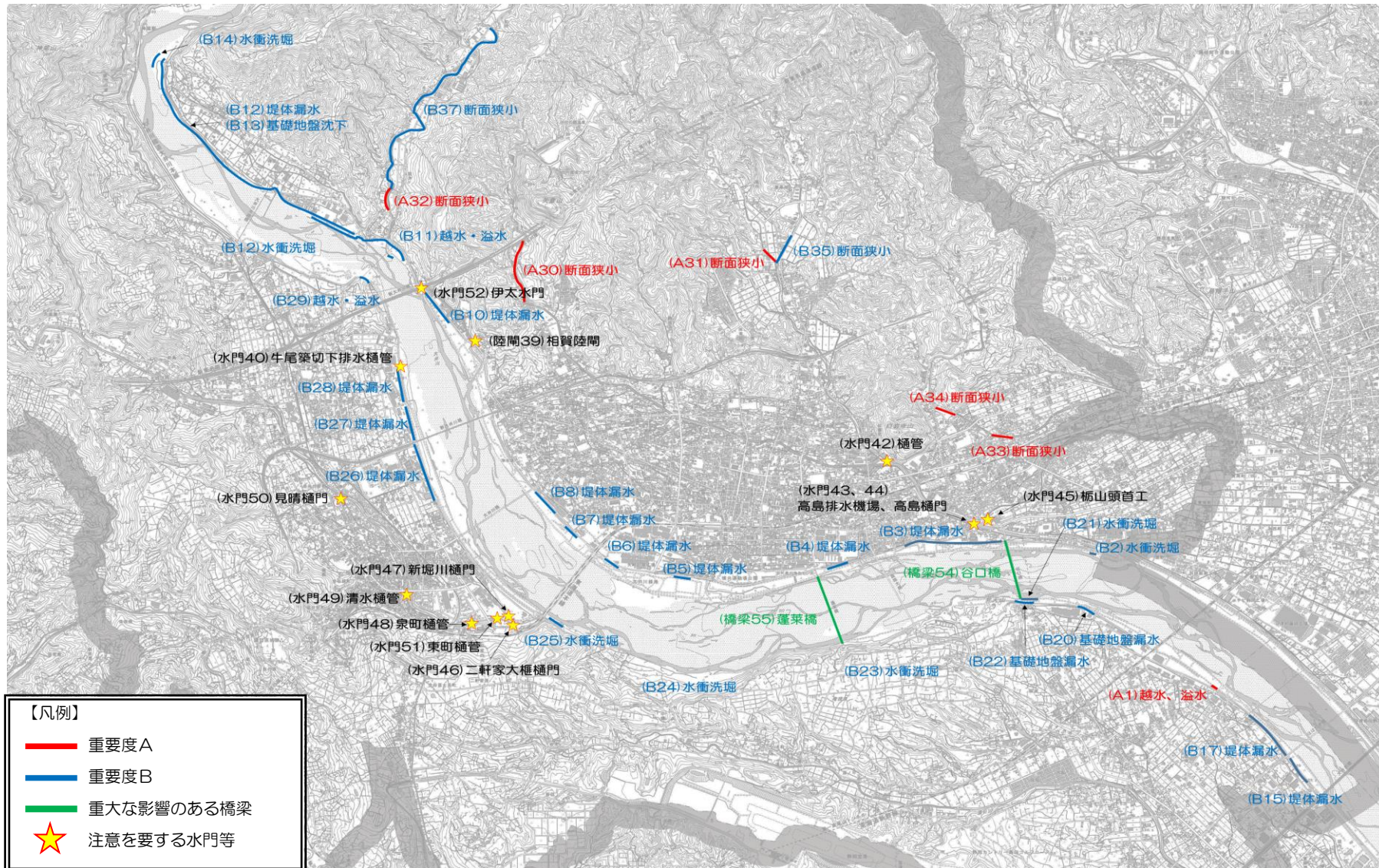
(5) 水防上重大な影響のある橋梁

図面対象箇所	河川名	路線	橋梁 (構造)	形状(LW) m	位置 (大字)	影響の内容 摘要	管理者
53	大井川	(一) 島田岡部線	大井川橋 (単純トラス橋)	1025.44 6.80	稻荷 金谷東	桁下不足	静岡県
54	大井川	(主) 島田吉田線	谷口橋 (RC桁橋)	722.70 6.00	道悦島 阪本	旧大井川サイホン撤去後の 影響監視のため。	静岡県
55	大井川	蓬萊農道	蓬萊橋 (木製単桁橋)	897.40 2.46	南町 阪本	特殊橋	蓬萊橋土地改良区

(6) 水防上重大な影響のある堤防

図面対象箇所	河川名	名称	延長m	位置(大字)	左右岸	影響の内容摘要	管理者
56	大井川	新堤防	540	神座	左	新堤防のため（令和5年3月）	静岡河川事務所

(7) 島田市重要水防箇所図 (島田・金谷地区)



(8) 島田市重要水防箇所図（川根地区）

【家山～大和田】



【笹間地区】



第3節 土砂災害(特別)警戒区域一覧

土砂災害(特別)警戒区域一覧は、島田市地域防災計画(資料編)の「資料7-1 土砂災害(特別)警戒区域の指定状況」のとおり。

第4章 予報及び警報

第1節 気象予報

気象台では、大雨や暴風などによって災害の起こるおそれがある場合には、警報や注意報を発表する。「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）令和3年5月）に基づき災害の規模や程度によって警戒レベル相当情報等が発表される場合があるが、この発表をもって必ずしも市が避難情報を発令するわけではない。

(1) 警報の種類と発表基準（抜粋）

警報名	二次細分区域名	
	島田市	
大雨 (警戒レベル3相当)	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
	24	150
洪水 (警戒レベル3相当)	流域雨量指数基準	複合基準
	伊太谷川流域=11.3、大代川流域=16.9 伊久美川流域=18.2、家山川流域=16.8 湯日川流域=8.4、菊川流域=10.2	大代川流域=(23、12.6)
暴風	20m/s以上（平均風速）	
大雪	平地：10cm（12時間の降雪） 山地：20cm（12時間の降雪）	

(2) 注意報の種類と発表基準（抜粋）

注意報名	二次細分区域名	
	島田市	
大雨 (警戒レベル2)	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
	14	96
洪水 (警戒レベル2)	流域雨量指数基準	複合基準
	伊太谷川流域=9、大代川流域=13.5、 伊久美川流域=14.5、家山川流域=13.4、 湯日川流域=6.7、菊川流域=8.1	伊太谷川流域=(7、8.4) 大代川流域=(7、11.3)
強風	12m/s以上（平均風速）	
大雪	平地：5cm（12時間の降雪） 山地：10cm（12時間の降雪）	

<表面雨量指数>

表面雨量指数は、短時間強雨による浸水災害発生の危険性を示す指数で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに1km四方の領域ごとに算出する。

<土壌雨量指数>

土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨量の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する

＜流域雨量指数＞

流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km四方の領域ごとに算出する。

(3) 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種類	内容
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分ごとに更新）。
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分ごとに更新）。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時10分ごとに更新）。

(4) 特別警報の発表基準

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合として、降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）を発表する。

現象の種類	基準	
大雨 (警戒レベル5相当)	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮 (警戒レベル4相当)		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

第2節 国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報

国土交通大臣が指定した河川について、気象庁長官と共同して国土交通大臣が行う洪水予報を次に示す各計画に基づき水位を示して発表する。

1 洪水予報計画

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	区 域
大井川	左岸 島田市鶴網字孫作三十四番三地先から海まで
	右岸 島田市神尾字鎧三百四十九番一地先から海まで

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	基準地点	地先名	河口からの距離	水防団待機水位 (通報水位)
大井川	神座	島田市神座	23.49km	0.90m
	細島	島田市細島	10.03km	1.30m

氾濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)	計画高水位
2.00m	2.60m	2.60m	3.20m	6.45m
1.70m	2.20m	2.70m	3.30m	4.99m

(3) 洪水予報発表者

河川名	担当官署	発表責任者
大井川	静岡河川事務所 静岡地方气象台	静岡河川事務所長 静岡地方气象台長

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

種類	発表基準	摘要
氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当)	基準地点の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき静岡河川事務所と静岡地方气象台が協議のうえ決定する。
氾濫警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当)	基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	同上
氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当)	基準地点の水位が、一定時間後に氾濫する可能性がある水位に到達することが見込まれるとき、または、氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき。	
氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル5相当)	堤防からの越水又は破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき。	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する。	

(5) 洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、(10)「大井川洪水予報様式」となり、通常はこの形式で発表される。

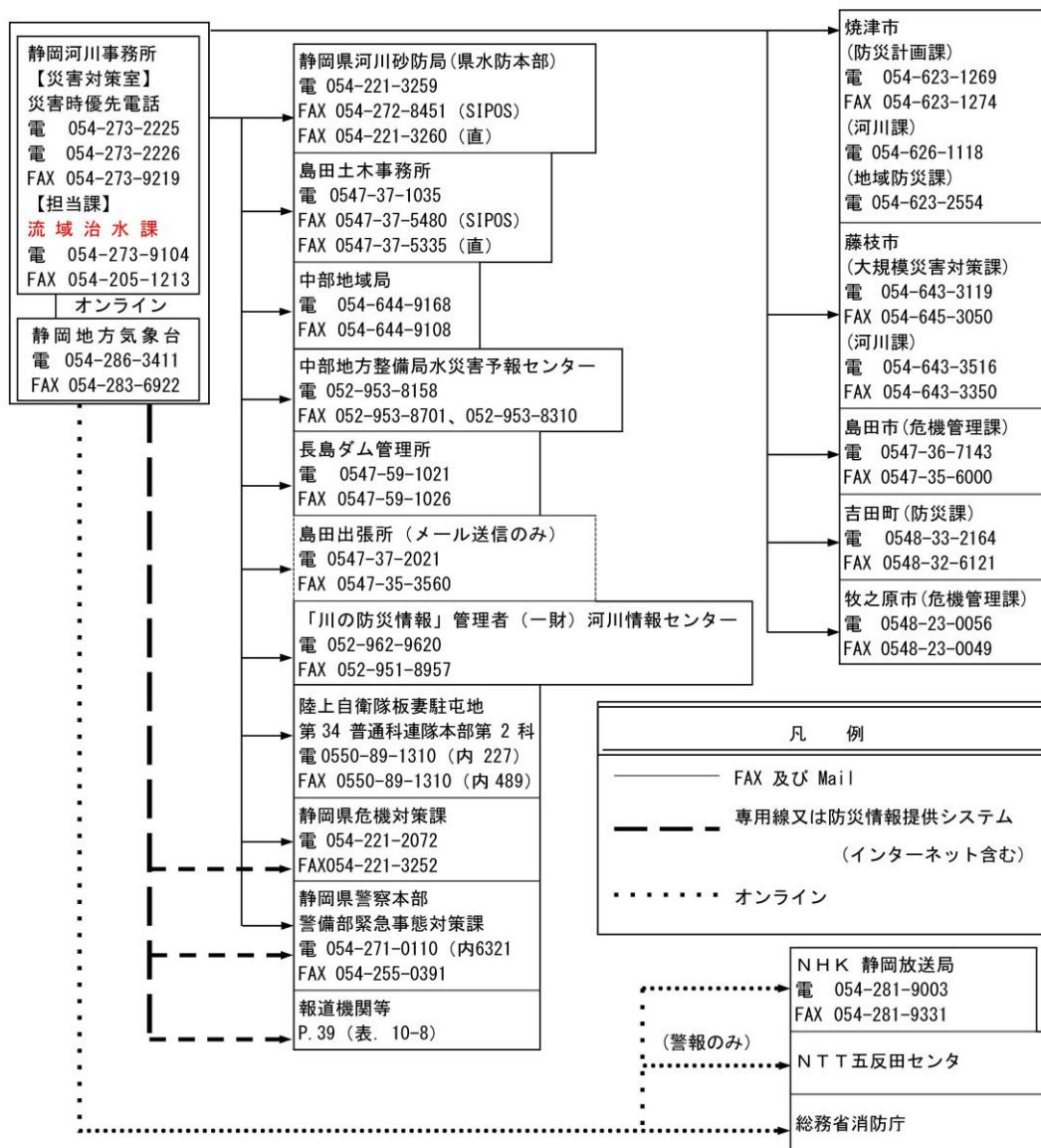
オンラインシステムに不具合が生じた場合、ファックス等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。

(6) 洪水予報の通知

河川名	発報担当者	受報担当者	連絡方法
大井川	静岡河川事務所長	河川砂防局長	加入電話
	静岡地方気象台長	危機対策課長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、国土交通大臣及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

(7) 洪水予報連絡系統図



(8) 報道機関電話番号

報道機関名	SBS(静岡放送)	SATV(静岡朝日テレビ)	SDT(静岡第一テレビ)	SUT(テレビ静岡)
電話番号	054-284-8950	054-251-3301	054-283-6515	054-261-6115
FAX番号	054-284-8959	054-251-4120	054-283-6509	054-263-6111
報道機関名	K-MIX(静岡エフエム)	静岡新聞	FM島田	
電話番号	053-401-1520	054-283-0683	0547-34-1765	
FAX番号	053-457-1174	054-286-5944	0547-34-5700	

(9) 指定公共機関電話番号

指定公共機関名	東海旅客鉄道(株)静岡支店	遠州鉄道(株)	伊豆箱根鉄道(株)
電話番号	054-284-2226	053-436-0304	055-977-1201
FAX番号	054-287-5282	053-436-1318	055-977-3366

(10) 洪水予報様式

様式1-1 直轄河川洪水予報形式（氾濫注意情報）

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 ○○河川事務所 気象庁 ○○地方気象台	機関名	機関名	機関名

正規

○○川氾濫注意情報

○○川洪水予報第○号
洪水注意報（発表）
令和○○年○月○日○時○分
○○河川事務所・○○地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】○○川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主 文）

【警戒レベル2相当】○○川の○○○水位観測所（○○県○○市○○）では、○○日○○時○○分頃に、

「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。

洪水に関する情報に注意して下さい。

【警戒レベル2相当】○○川の△△△水位観測所（○○県△△市△△）では、○○日○○時○○分頃に、

「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。

洪水に関する情報に注意して下さい。

【警戒レベル2相当】○○川の□□□水位観測所（○○県□□市□□）では、○○日○○時○○分頃に、

「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。

洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
○○川流域	○○○ミリ	○○ミリ

（水位）

○○川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
○○○ 水位観測所 (○○県○○市○○ ○)	00日00時00分の状況	xxx.x↑	■■■■■			
	00日01時00分の予測	xxx.x	■■■■■			
	00日02時00分の予測	xxx.x	■■■■■			
	00日03時00分の予測	xxx.x	■■■■■			
△△△ 水位観測所 (○○県△△市△ △)	00日00時00分の状況	xxx.x	■■■■■			
	00日01時00分の予測	—				
	00日02時00分の予測	—				
	00日03時00分の予測	—				
□□□ 水位観測所 (○○県□□市□ □)	00日00時00分の状況	xx.x↑	■■■■■			
	00日01時00分の予測	xx.x	■■■■■			
	00日02時00分の予測	xx.x	■■■■■			
	00日03時00分の予測	xx.x	■■■■■			

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	〇〇県□□市□□
レベル4水位 氾濫危険水位※	144.9	48.6	23.1
レベル3水位 避難判断水位※	144.6	48.0	21.5
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—	
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□〇〇〇〇地区、	△△県△△市〇〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇〇〇区、 △△県△△市□□〇〇〇区、 △△県□□市〇〇×〇〇〇地区、 △△県□□市〇〇〇〇×〇〇〇地区、 △△県□□市□□×〇〇〇〇地区、 △△県□□市□□×〇〇〇〇〇地区、	××県××市〇〇〇〇〇〇地区、 ××県〇〇市〇〇〇〇〇〇地区、 ××県××市〇〇〇〇〇〇〇〇地区、

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所
の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	https://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇
気象関係：気象庁 〇〇地方气象台 電話：000-000-0000

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	〇〇県□□市□□
レベル4水位 氾濫危険水位※	144.9	48.6	23.1
レベル3水位 避難判断水位※	144.6	48.0	21.5
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—	
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、	△△県△△市〇〇区、 △△県△△市〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇区、 △△県△△市□□地区、 △△県□□市〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市□□×地区、 △△県□□市□□×地区、	××県××市〇〇地区、 ××県〇〇市〇〇地区、 ××県××市〇〇〇〇地区、

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	https://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

気象関係：気象庁 〇〇地方气象台 電話：000-000-0000

様式1-3 直轄河川洪水予報形式（氾濫危険情報）

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 〇〇河川事務所 気象庁 〇〇地方气象台	機関名	機関名	機関名

正規

〇〇川氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方气象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル4相当情報 [洪水]】〇〇川では、氾濫危険水位に到達し、
氾濫のおそれあり

（主 文）

【警戒レベル4相当】〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇県〇〇市〇〇）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

【警戒レベル4相当】〇〇川の△△△水位観測所（〇〇県△△市△△）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

【警戒レベル4相当】〇〇川の□□□水位観測所（〇〇県□□市□□）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇 〇)	00日00時00分の状況	XXX.X I	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△ △)	00日00時00分の状況	XXX.X I	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	—	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	—	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	—	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□ □)	00日00時00分の状況	XX.X I	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	XX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	XX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	XX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	〇〇県□□市□□
レベル4水位 氾濫危険水位※	144.9	48.6	23.1
レベル3水位 避難判断水位※	144.6	48.0	21.5
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇地区、	△△△県△△△市〇〇区、 △△△県△△△市〇〇〇区、 △△△県△△△市〇〇〇〇区、 △△△県△△△市〇〇〇〇〇区、 △△△県△△△市〇〇〇〇〇〇区、 △△△県□□□市〇〇×地区、 △△△県□□□市〇〇×〇地区、 △△△県□□□市〇〇×〇〇地区、 △△△県□□□市〇〇×〇〇〇地区、 △△△県□□□市〇〇×〇〇〇〇地区、 △△△県□□□市〇〇×〇〇〇〇〇地区、	×××県××市〇〇〇地区、 ×××県〇〇市〇〇〇〇地区、 ×××県××市〇〇〇〇〇〇地区、

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所
の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	https://i.river.go.jp/

問い合わせ先
 水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇
 気象関係：気象庁 〇〇地方气象台 電話：000-000-0000

様式1-4 直轄河川洪水予報形式（氾濫発生情報）



正規

○○川氾濫発生情報

○○川洪水予報第○号
洪水警報
令和○○年○月○日○時○分
○○河川事務所・○○地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル5相当情報〔洪水〕】○○川では、（堤防決壊による）氾濫が発生

（主 文）

【警戒レベル5相当】○○川では、●●市●●地区（△△岸）付近において（堤防決壊による）氾濫が発生しました。
直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

氾濫による浸水が想定される地区※	
△△県△△市	○区、○○区、○○○区、□区
△△県□□市	○×地区、○○×地区、○○○×地区、□×地区、□□×地区

※ 氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。
気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
○○川流域	○○○ミリ	○○ミリ

（水位）

○○川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
○○○ 水位観測所 (○○県○○市○ ○)	00日00時00分の状況	XXX.X↑	■	■	■	■
	00日01時00分の予測	XXX.X	■	■	■	■
	00日02時00分の予測	XXX.X	■	■	■	■
	00日03時00分の予測	XXX.X	■	■	■	■
△△△ 水位観測所 (○○県△△市△ △)	00日00時00分の状況	XXX.X↓	■	■	■	■
	00日01時00分の予測	—	■	■	■	■
	00日02時00分の予測	—	■	■	■	■
	00日03時00分の予測	—	■	■	■	■
□□□ 水位観測所 (○○県□□市□ □)	00日00時00分の状況	XX.X↑	■	■	■	■
	00日01時00分の予測	XX.X	■	■	■	■
	00日02時00分の予測	XX.X	■	■	■	■
	00日03時00分の予測	XX.X	■	■	■	■

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	〇〇県□□市□□
レベル4水位 氾濫危険水位※	144.9	48.6	23.1
レベル3水位 避難判断水位※	144.6	48.0	21.5
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—	
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、	△△県△△市〇〇区、 △△県△△市〇〇区、 △△県△△市〇〇〇区、 △△県△△市□□区、 △△県□□市〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市□×地区、 △△県□□市□□×地区、	××県×市〇〇地区、 ××県〇〇市〇〇地区、 ××県×市〇〇〇地区、

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	https://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇
気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 電話：000-000-0000

第3節 国土交通大臣が行う水防警報

国土交通大臣が指定した河川の水防警報の発表は、静岡河川事務所長が行うものとし、次に示す計画に基づき、水位を示して、水防上の警報を発表する。

1 水防警報計画

(1) 水防警報を行う河川名及び区域

河川名	区 域
大井川	左岸 島田市鶴網字孫作三十四番三地先から海まで
	右岸 島田市神尾字鎧三百四十九番一地先から海まで

(2) 水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	所在地	位置 (河口から)	零点高	水防団待 機(指 定)水位	氾濫注意 (警戒) 水位	出動 水位
大井川	神座	島田市神座	左岸 23.49km	98.558m	0.90m	2.00m	2.60m
	細島	島田市細島	左岸 10.03km	37.766m	1.30m	1.70m	2.20m

避難判断 水位	氾濫危険 (洪水特 別警戒) 水位	計画高 水位	現況 堤防高	堤内 地盤高	発報担当者	受報担当者
2.60m	3.20m	6.45m	左岸山付 右岸 4.0m	左岸山付 右岸 3.1m	静岡河川事務所長	島田土木事務所長 河川砂防局長
2.70m	3.30m	4.99m	左岸 7.1m 右岸 6.8m	左岸 4.6m 右岸 3.6m		

(3) 水防警報の種類及び発表

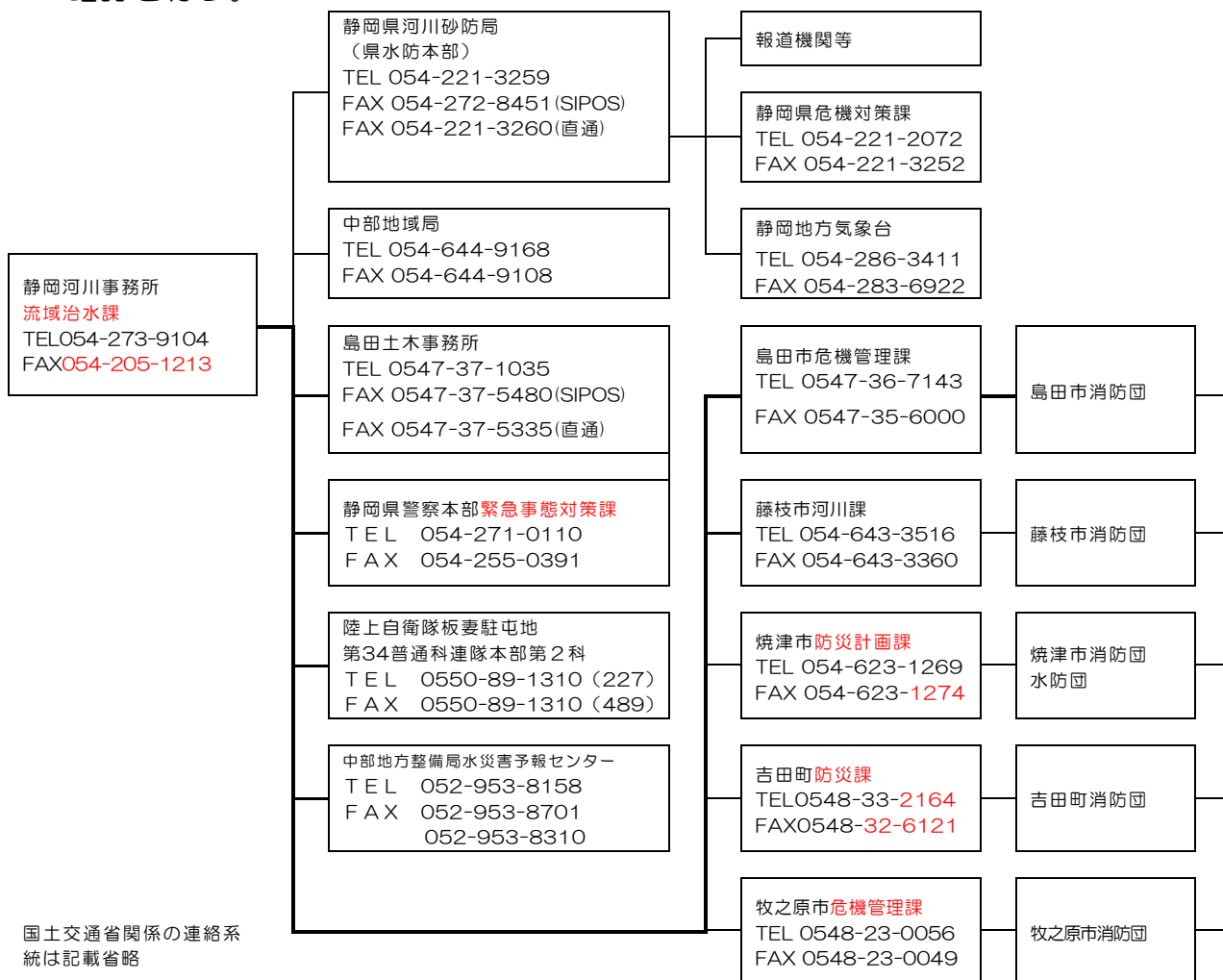
種類	内容	発表基準
準備	水防資器材の整備点検水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもの	水位が氾濫注意水位(レベル2水位)に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
出動	消防団員の出動を通知するもの	水位が出動水位に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
解除	水防活動の終了を通知するもの	水位が氾濫注意水位(レベル2水位)を下回り、水防作業の必要がなくなったとき
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	適宜

(4) 水防警報を発表しない場合の処置

理由を付し、関係者に通知する。

(5) 水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。



(6) 報道機関電話番号

報道機関	NHK (静岡放送局)	SBS (静岡放送)	SATV (静岡朝日テレビ)	SDT (静岡第一テレビ)
電話番号	054-281-9003	054-284-8950	054-251-3301	054-283-6515
FAX番号	054-281-9331	054-284-8959	054-251-4120	054-283-6509
報道機関	SUT (テレビ静岡)	K-MIX (静岡エフエム)		FM島田
電話番号	054-261-6115	053-457-1153		0547-34-1765
FAX番号	054-263-6111	053-457-1174		0547-34-5700

(7) 水防警報の発表用紙

様式3-1 直轄河川水防警報発表用紙

正 規

水 防 警 報 (出 動)

発令河	基準水位観測所	発表番号
〇〇川	△△△水位観測所	第〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分国土交通省 〇〇川河川事務所発

【現 況】

〇〇川の△△△水位観測所（〇〇市〇〇）の水位は、
 〇〇日〇〇時〇〇分現在〇〇.〇〇mです。
 △△△水位観測所の水位は、（水防団待機水位、氾濫注意水
 位、氾濫危険水位）（に達し、を越え、を下回り）
 （上昇しています。横ばい状態です。下降しています。）
 または
 △△△水位観測所の水位は、（水防団待機水位、氾濫注意
 水 位、氾濫危険水位）
 （を上回る見込みです。程度の見込みです。を下回る見込
 みです。）

【被災状況】

—（自由に記入）

【発 表】

水防機関は出動してください。

【特 記】

（自由に記入）

〇〇川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所／情報種別	待機	準備	出動	解除
〇〇〇〇				
△△△△				
□□□□				
×××××				

問い合わせ先
 国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課
 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

（参考）「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

第4節 県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知

県知事は、県知事が指定した河川について水位が氾濫危険水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関に協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、県知事は、県知事が指定した河川について通知をした際は、避難のための立退きの指示の判断に資するため、関係市町の長に同事項を通知するものとする。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

1 水位周知河川における水位到達情報の提供

(1) 水位到達情報を通知及び周知する河川名及びその区域

水系名	河川名	区 域		区域延長
大井川	幹川	左岸	長島ダム直下流～島田市神座直轄管理境まで	58,600m
		右岸	長島ダム直下流～島田市神座直轄管理境まで	
大井川	支川 大代川	左岸	島田市大代童子沢川合流点から大井川合流点まで	7,000m
		右岸	島田市大代童子沢川合流点から大井川合流点まで	
大井川	支川 大津谷川	左岸	島田市落合尾川合流点から大井川合流点まで	5,750m
		右岸	島田市落合尾川合流点から大井川合流点まで	

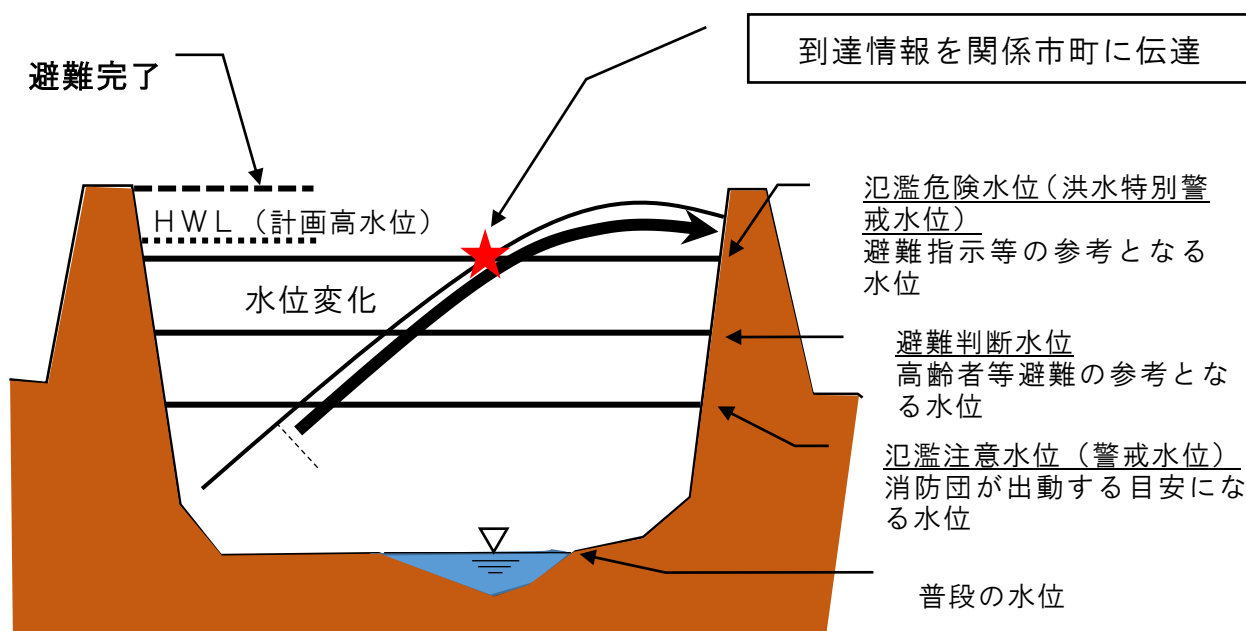
(2) 水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所

水系名	河川名	観測所名	事務所名	所在地	位置	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)
大井川	幹川	駿遠橋	島田土木	島田市 川根町家山	河口から 34.1km	3.00m	3.50m
		中徳橋	島田土木	榛原郡川根 本町上長尾	河口から 52.8km	3.50m	4.40m
		川根大橋	島田土木	榛原郡川根 本町千頭	河口から 68.3km	2.70m	3.30m
大代川	支川	大代川橋	島田土木	島田市 金谷扇町	本川合流点か ら2.1km	1.08m	2.18m
大津谷川	支川	栃山橋	島田土木	島田市 阿知ヶ谷	本川合流点か ら2.6km	1.10m	1.79m

避難判断 水位	氾濫危険 水位（洪水特別警 戒水位）	既往 最高 水位	現況 堤防高	堤内 地盤高	発報 担当者	受報 担当者 (水防窓口)
3.90m	4.32m	4.38m	左岸 7.17m 右岸 8.66m	左岸 7.10m 右岸 6.61m	島田土木 事務局長	島田市長 (危機管理課) 川根本町長 (建設課)
4.80m	5.20m	5.45m	左岸17.89m 右岸11.52m	左岸 山付 右岸 -		
4.00m	4.52m	4.39m	左岸10.47m 右岸11.22m	左岸10.42m 右岸 山付		
2.64m	2.97m	2.70m	左岸72.16m 右岸72.32m	左岸72.03m 右岸72.32m	島田土木 事務局長	島田市長 (危機管理課)
2.06m	2.24m	2.39m	左岸48.43m 右岸48.95m	左岸45.91m 右岸45.98m	島田土木 事務局長	島田市長 (危機管理課) 藤枝市長（河川課） 焼津市長 (災害情報管理室)

(3) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の基準

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は、氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、計画高水位、若しくは基準観測所において当該水位の基準観測所換算水位を観測時時点から当該危険個所において越水又は溢水が発生するまでに、避難指示の発令、情報伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間（リードタイム）を考慮して設定した水位の低い方の水位であり、この水位に達したときは「水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない」（法第13条）。水防管理者において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水情報となる。

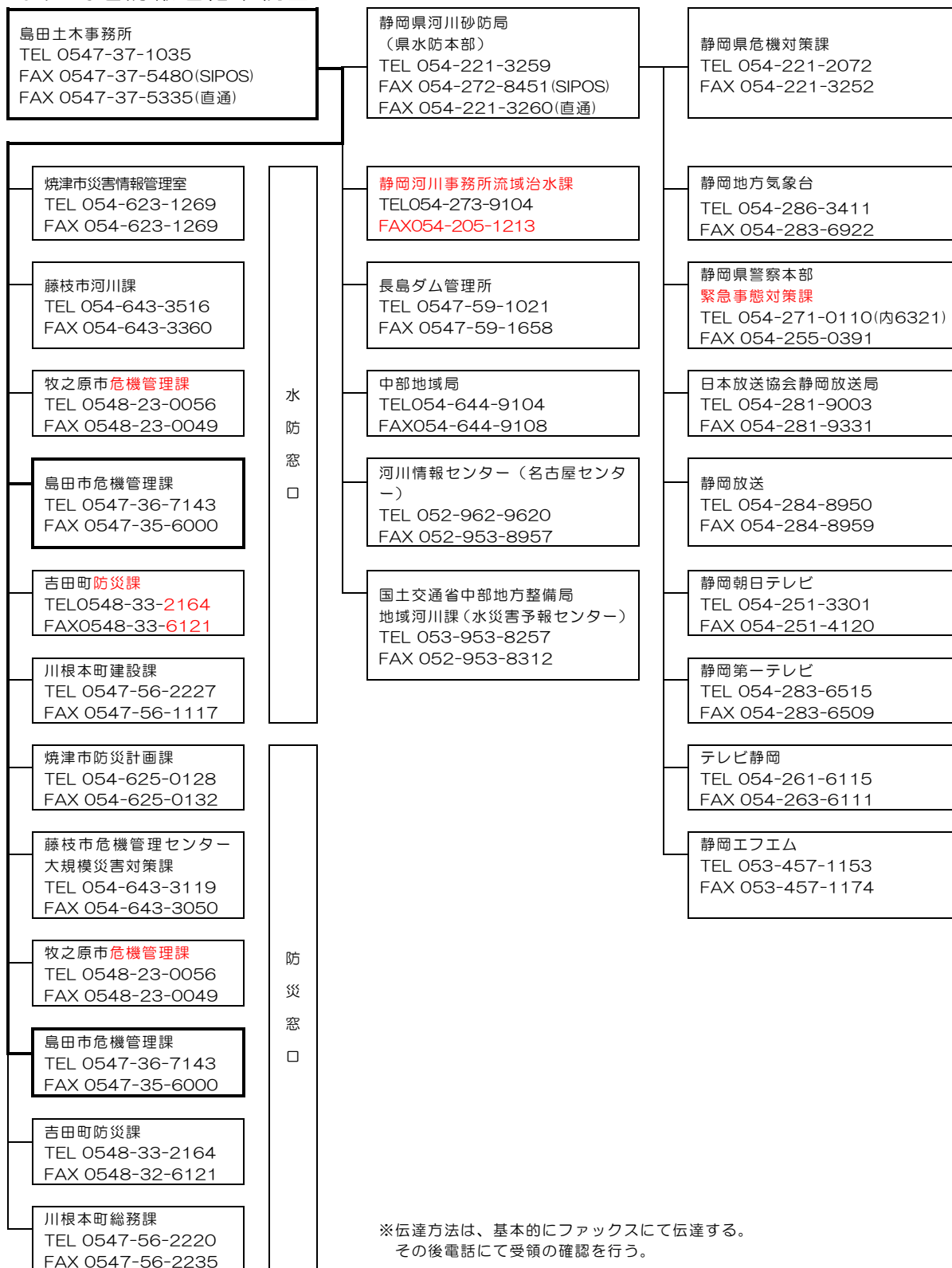


(4) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の通知

氾濫危険水位に達したときは、「県管理河川水位到達情報発表用紙」により、水位到達情報を通知する。また、必要に応じて補足情報を明示して情報提供する。

(5) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報を発表しない場合の処置理由を付し、関係者に通知する。

(6) 水位到達情報連絡系統図



※伝達方法は、基本的にファックスにて伝達する。
その後電話にて受領の確認を行う。

(7) 県管理河川水位到達情報発表用紙 (例)

大井川 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報

令和●●年●●月●●日
 ●●時●●分 発表
 島田土木事務所

【主文】

大井川水系大井川は、●●日●●時に、島田市川根町家山の駿遠橋水位観測所で、市長の避難情報の発令判断の目安である、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）4.32mに達しました。駿遠橋水位観測所では●●時から●●時の1時間に約●●m水位が上昇し、引き続き水位が上昇しています。

その他注意事項、補足事項等を記載する。

【参考情報】

駿遠橋水位観測所（受け持ち区間：島田市川根町家山地区から島田市神座直轄管理境まで）

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	4.32m
避難判断水位	3.90m
氾濫注意水位（警戒水位）	3.50m

*その他、本川（観測所）の水位状況、洪水予報・水防警報発表状況、雨量状況等の参考情報を記載する。

問い合わせ先
 静岡県島田土木事務所
 TEL：0547-37-1035
 FAX：0547-37-5335

雨量・水位情報は、下記サイトをご参照願います。
 静岡県土木総合防災情報「サイポスレーダー」
<http://sipos.pref.shizuoka.jp>

第5章 気象予報等の情報収集

第1節 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のホームページでパソコンや携帯電話等から確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁 <http://www.jma.go.jp/>

気象庁「防災気象情報提供システム」<https://bousai.jmainfo.go.jp/>

(2) 雨量・河川水位

国土交通省「川の防災情報」

〔パソコン〕<http://www.river.go.jp/>

〔携帯電話・スマートフォン等〕<http://www.river.go.jp/s/>

一般財団法人河川情報センター「川の水位情報」

〔パソコン〕<https://k.river.go.jp>

静岡県「サイポスレーダー」

〔パソコン〕<http://sipos.pref.shizuoka.jp>

〔携帯電話・スマートフォン等〕<http://sipos.shizuoka2.jp/m/>

(3) 河川状況の画像情報

国土交通省「大井川ライブカメラ」

〔パソコン〕http://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/12_cctv/index.html

(4) 潮位・波高

国土交通省「海の防災情報(全国港湾海洋波浪情報網)」

〔パソコン〕<http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>

〔携帯電話・スマートフォン等〕<http://nowphas.mlit.go.jp>

第2節 雨量の監視

雨量観測所は、静岡県管理が118箇所(全テレメータ化)、国土交通省管理が47箇所、気象庁管理が30箇所である。島田市には、雨量観測所が6箇所設置されている。静岡県では、河川・海岸・砂防・道路などの土木防災情報を一元化した静岡県土木総合防災情報システム(SIPOS)により、広域的な雨量情報を受信し、降雨の監視を行っている。国土交通省がインターネット配信している局所的な雨量をリアルタイムで観測するXバンドMPレーダーの雨量情報を雨量監視に活用する。

(1) 静岡県所管雨量観測所 () 内はテレメータ観測開始年月日

観測所	流域河川	位置	観測開始 年月日(元)	既往最大日雨量	観測	
					所属	電話
島田	大井川	道悦	S13.1.1 (S60.4.1)	434.0mm	島田土木	0547-37-1035
伊久美	大井川	伊久美	(S54.10.1)	500.0mm		
川根	大井川	川根町家山	S13.1.1 (S60.4.1)	437.5mm		

(2) 国土交通省所管雨量観測所

水系名	観測所	所在地	標高	観測開始日	テレメータ 開始年月日
大井川	塩本	川根町家山	358m	S51.3.13	S51.6.23
大井川	笹間	川根町笹間上	374m	S48.5.17	S48.5.17
菊川	金谷	菊川国原	223m	—	S45.7.16

(3) 気象庁所管雨量観測所

観測所	所在地	観測所の高さ	風向風速計 地上の高さ
静岡空港	牧之原市坂口	132m	10.0m

第3節 水位の監視

島田市には国・県が所管する水位観測所が5箇所設置されているほか、各河川に危機管理型水位計等が設置されている。これらの水位情報は、川の水位情報またはサイポスレーダーで確認できる。

(1) 静岡県所管水位観測所

観測所	流域河川	位置	水 位				管理者	
			水防団 待機 (通報)	氾濫 注意 (警戒)	避難 判断 (特別 警戒)	氾濫 危険 (危険)	所属	電話
駿遠橋	大井川	川根町家山	3.00	3.50	3.90	4.32	島田 土木	0547-37-1035
大代川橋	大代川	金谷扇町	1.08	2.18	2.64	2.97		
栃山橋	大津谷川	阿知ヶ谷	1.10	1.79	2.06	2.24		

(2) 国土交通省所管水位観測所

水系名	観測所	位置	器種	観測開始日 (上段：普通観測) (下段：自記観測)	テレメータ 開始年月日
大井川	神座	左岸 23.49km	デジタル式 水晶式	S18. S31.4.1	S48.5.17
大井川	細島	左岸 10.03km	デジタル式 水晶式	S49.4.1	S49.6.20

(3) 静岡県所管危機管理型水位計

観測地点	流域河川	位置	水位		管理者	
			観測開始(TP)	氾濫開始相当 (TP) m	名称	電話
滝田橋	相賀谷川	相賀	106.93	108.40	島田土木	0547- 37-1035
平成橋	尾川	落合	61.09	62.65		
石上橋	笹間川	川根町 笹間上	266.10	268.55		
水神橋	新堀川	金谷東 二丁目	65.86	67.85		
西ノ谷橋	東光寺谷川	阿知ヶ谷	45.32	46.29		
静居寺大橋	伊太谷川	中溝町	60.77	62.26		

(4) 国土交通省所管水位計（水位観測所の水位計を除く）

観測地点	河川	位置	管理者	
			名称	電話
大井川L11K525	大井川	旭3丁目	静岡河川事務所	054-273-9104
大井川L16K742	大井川	稲荷1丁目		
大井川R15K845	大井川	金谷東2丁目		
大井川L19K72	大井川	相賀		
大井川R6K936	大井川	中河		
大井川R1920K	大井川	牛尾		
赤松	大井川	相賀(赤松)		
大代川	大代川	金谷東2丁目 (大井川合流部)		

(5) 市所管危機管理型水位計

観測地点	河川	位置	管理者	
			名称	電話
池田橋	沢川	船木	島田市危機管理課	0547-36-7143
波田川	波田川	野田		

(6) 静岡県所管監視カメラ

名称	河川	位置	管理者	
			名称	電話
駿遠橋	大井川	川根町家山	島田土木	0547-37-1035
大代川橋	大代川	金谷扇町		
栢山橋	大津谷川	阿知ヶ谷		

(7) 国土交通省所管監視カメラ

名称	河川	位置	管理者	
			名称	電話
横井	大井川	南	静岡河川事務所	054-273-9104
島田出張所	大井川	横井		
金谷	大井川	金谷		
名称	河川	位置	管理者	
河原	大井川	河原	静岡河川事務所	054-273-9104
大井川右岸 15.8K	大井川	金谷東		
稲荷	大井川	稲荷		
大井川左岸 16.8K	大井川	向谷		
赤松水位観測所	大井川	伊太		
相賀	大井川	相賀		
水路橋	大井川	神座		
神座南	大井川	神座		
神座水位観測所	大井川	神座		
神座水位観測所（補助）	大井川	神座		

第6章 ダム、水こう門等の操作

第1節 ダム、水こう門等の操作

市は、ダム及び水防上重要な水こう門等の規模、能力等を熟知するとともに緊急時に対応できる対策を確立しておかなければならない。

なお、ダム等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めなければならない。

特に水防時においては、操作規則及び操作規程等に基づき、適正な操作を図り、水害の軽減防止に努めるものとする。

ダム等の管理者は洪水予警報、水防警報等の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、それを定められた操作規則及び操作規程等に基づいて的確な操作を行う。特に、放流の影響が極めて大きいダム等の操作に当たっては、所轄土木事務所、関係河川国道事務所、下流地域の水防管理者等に迅速に連絡を行うものとする。

1 洪水警報時における措置

最大流入量、その他流入量の時間的変化を予測し、予備放流等の必要のあるダムについては、予備放流を行う。

2 洪水時における措置

洪水時においては、下流の水位の急激な変動を生じないように洪水調節可能なダムについては洪水を調節し、その他のダムについては、流入量に相当する流量を放流する等の措置を講ずるものとする。

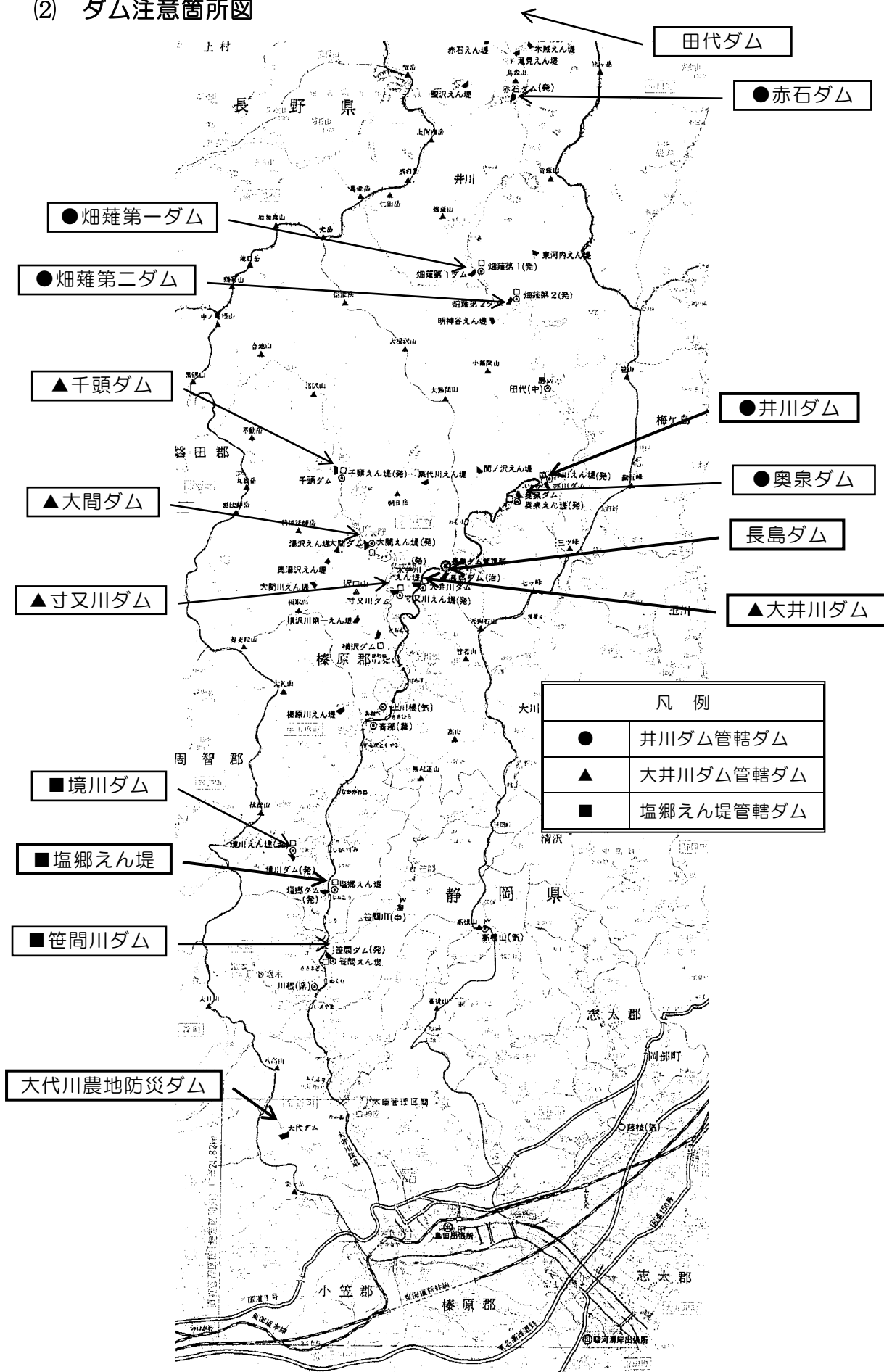
3 緊急時の措置

洪水時ダム等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行えるように措置するものとする。

(1) ダム注意箇所表

水系名	河川名	ダム名	所在地	管理者
大井川	大井川	田代ダム	静岡市葵区田代	東京電力リニューアブルパワー(株)
	赤石沢川	赤石ダム	静岡市葵区岩崎	中部電力(株)
	大井川	畑薙第一ダム	静岡市葵区田代	中部電力(株)
	大井川	畑薙第二ダム	〃	中部電力(株)
	大井川	井川ダム	静岡市葵区井川	中部電力(株)
	大井川	奥泉ダム	〃	中部電力(株)
	大井川	長島ダム	川根本町梅地	国土交通省
	大井川	大井川ダム	川根本町奥泉	中部電力(株)
	寸又川	千頭ダム	川根本町千頭	中部電力(株)
	寸又川	大間ダム	〃	中部電力(株)
	寸又川	寸又川ダム	川根本町奥泉	中部電力(株)
	川根境川	境川ダム	川根本町久野脇	中部電力(株)
	大井川	塩郷えん堤	川根本町下泉	中部電力(株)
	笹間川	笹間川ダム	島田市川根町笹間渡	中部電力(株)
	大代川	大代川農地防災ダム	島田市大代	静岡県

(2) ダム注意箇所図



第2節 水防上注意を要する水門等

市は、水防上重要な水こう門等の規模、能力等を熟知するとともに緊急時に対処できる応急対策を確立するものとする。

水こう門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めなければならない。

特に水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減防止に努めるとともに操作状況を必要に応じ水防管理者に報告するものとする。

なお、静岡県水防計画において、水防上注意を要する水門等と指定されているものは特に第3章 重要水防箇所に記載する。

(1) 水門等箇所表（国土交通省管理）

図面対象箇所	河川名	水門等の名称	位置	施設管理者	連絡先
ア	大井川	下島排水樋管	旭三丁目	国土交通省 (島田市受託)	すぐやる課 36-7181
イ	大井川	横岡排水樋管	横岡	国土交通省 (島田市受託)	すぐやる課 36-7181
ウ	大井川	横岡第1・第2樋管	横岡	国土交通省 (島田市受託)	すぐやる課 36-7181
エ	大井川	新地樋管	金谷東二丁目	国土交通省 (島田市受託)	すぐやる課 36-7181

(2) 水門等箇所表（静岡県管理）

図面対象箇所	河川名	水門等の名称	位置	施設管理者	連絡先
オ	大津谷川	高島排水機場	高島町	静岡県 (島田市受託)	すぐやる課 36-7181
カ	大津谷川	高島樋門	高島町	静岡県 (島田市受託)	すぐやる課 36-7181
キ	大代川	二軒家大樋樋管	二軒家	静岡県 (島田市受託)	すぐやる課 36-7181
ク	大代川	新堀川樋門	金谷東二丁目	静岡県	維持管理課 37-5274
ケ	大井川	家山水門	川根町家山	静岡県 (島田市受託)	すぐやる課 36-7181
コ	大井川 (伊太谷川)	伊太水門 (赤松第1水門)	相賀	志太榛原 農林事務所	用地管理課 054-644-9232

(3) 水門等箇所表（大井川土地改良区管理）

図面対象箇所	河川名	水門等の名称	位置	施設管理者	連絡先
サ	向谷幹線	向谷取水門 (大長水門)	伊太	大井川 土地改良区	改良区事務所 37-7151
シ	向谷幹線	横井余水吐	横井三丁目	大井川 土地改良区	改良区事務所 37-7151
ス	大津谷川 (栃山川)	栃山頭首工 (赤松第2水門)	御請	大井川 土地改良区	改良区事務所 37-7151

(4) 水門等箇所表（金谷土地改良区管理）

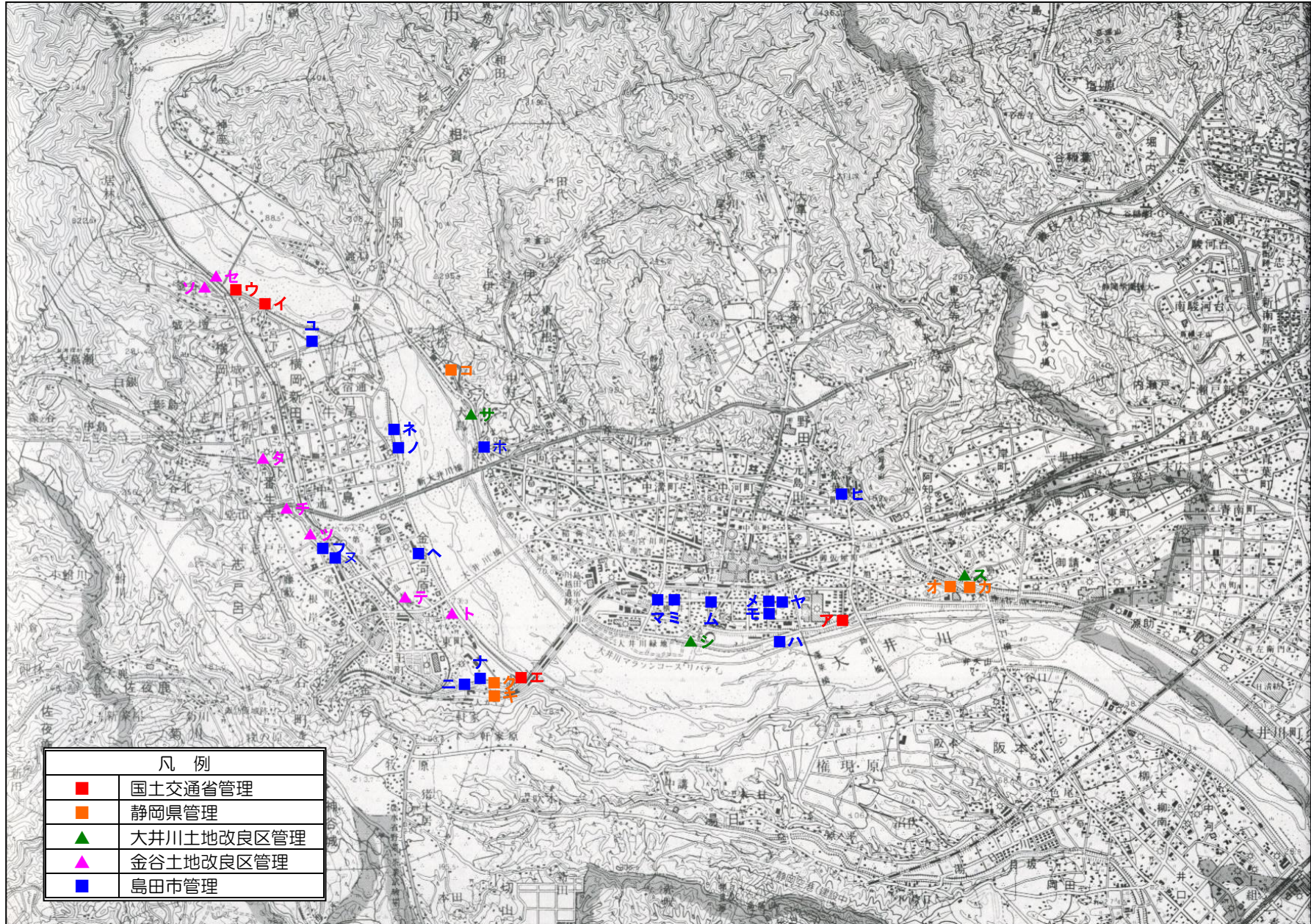
図面対象箇所	河川名	水門等の名称	位置	施設管理者	連絡先
セ	小笠幹線	横岡水路橋余水吐水門	横岡	金谷土地改良区	改良区事務所 46-5626
ソ	小笠幹線	横岡分土工	横岡	金谷土地改良区	改良区事務所 46-5626
タ	新堀川	番生寺大代川水門	番生寺	金谷土地改良区	改良区事務所 46-5626
チ	新堀川	バイパス下新堀川取水口	番生寺	金谷土地改良区	改良区事務所 46-5626
ツ	新堀川	代官町水門	金谷代官町	金谷土地改良区	改良区事務所 46-5626
テ	新堀川	新堀川第2水門	金谷泉町	金谷土地改良区	改良区事務所 46-5626
ト	新地川	新地川分土工	金谷東二丁目	金谷土地改良区	改良区事務所 46-5626

(5) 水門等箇所表（島田市管理）

図面対象箇所	河川名	水門等の名称	位置	施設管理者	連絡先
ナ	大代川	東町樋管	金谷東二丁目	島田市	すぐやる課 36-7181
ニ	大代川	泉町樋管	金谷泉町	島田市	すぐやる課 36-7181
ヌ	大代川	見晴水門	金谷代官町	島田市	すぐやる課 36-7181
ネ	大井川	牛尾築切下排水樋管	牛尾	島田市	すぐやる課 36-7181
ノ	大井川	五和排水樋管	牛尾	島田市	すぐやる課 36-7181
ハ	大井川	横井樋管	南二丁目	島田市	すぐやる課 36-7181
ヒ	大津谷川	大津谷川第11号樋管	元島田	島田市	すぐやる課 36-7181
フ	新堀川	新堀川第1水門	金谷代官町	島田市	すぐやる課 36-7181
ヘ	新地川	新地川分土工	金谷東一丁目	島田市	すぐやる課 36-7181
ホ	龍泉院川	龍泉院川第1水門	向谷一丁目	島田市	すぐやる課 36-7181
マ	問屋川	問屋川第1号水門	横井二丁目	島田市	すぐやる課 36-7181
ミ	問屋川	問屋川第2号水門	横井二丁目	島田市	すぐやる課 36-7181
ム	問屋川	問屋川第3号水門	横井三丁目	島田市	すぐやる課 36-7181

図対象 箇所	河川名	水門等の名称	位置	施設管理者	連絡先
メ	問屋川	問屋川第4号水門	南一丁目	島田市	すぐやる課 36-7181
モ	問屋川	問屋川第5-1号水門	南一丁目	島田市	すぐやる課 36-7181
ヤ	問屋川	問屋川第5-2号水門	南一丁目	島田市	すぐやる課 36-7181
ユ	大井川	牛尾堤間排水樋管	牛尾	島田市	すぐやる課 36-7181
ヨ	杉の森 排水路	杉の森排水路排水通門	川根町家山	島田市	すぐやる課 36-7181
ラ	堀川	堀川排水通門	川根町家山	島田市	すぐやる課 36-7181
リ	後藤沢	後藤沢排水通門	川根町家山	島田市	すぐやる課 36-7181
ル	井戸沢	井戸沢排水通門	川根町身成	島田市	すぐやる課 36-7181
レ	湯沢	湯沢排水通門	川根町葛籠	島田市	すぐやる課 36-7181

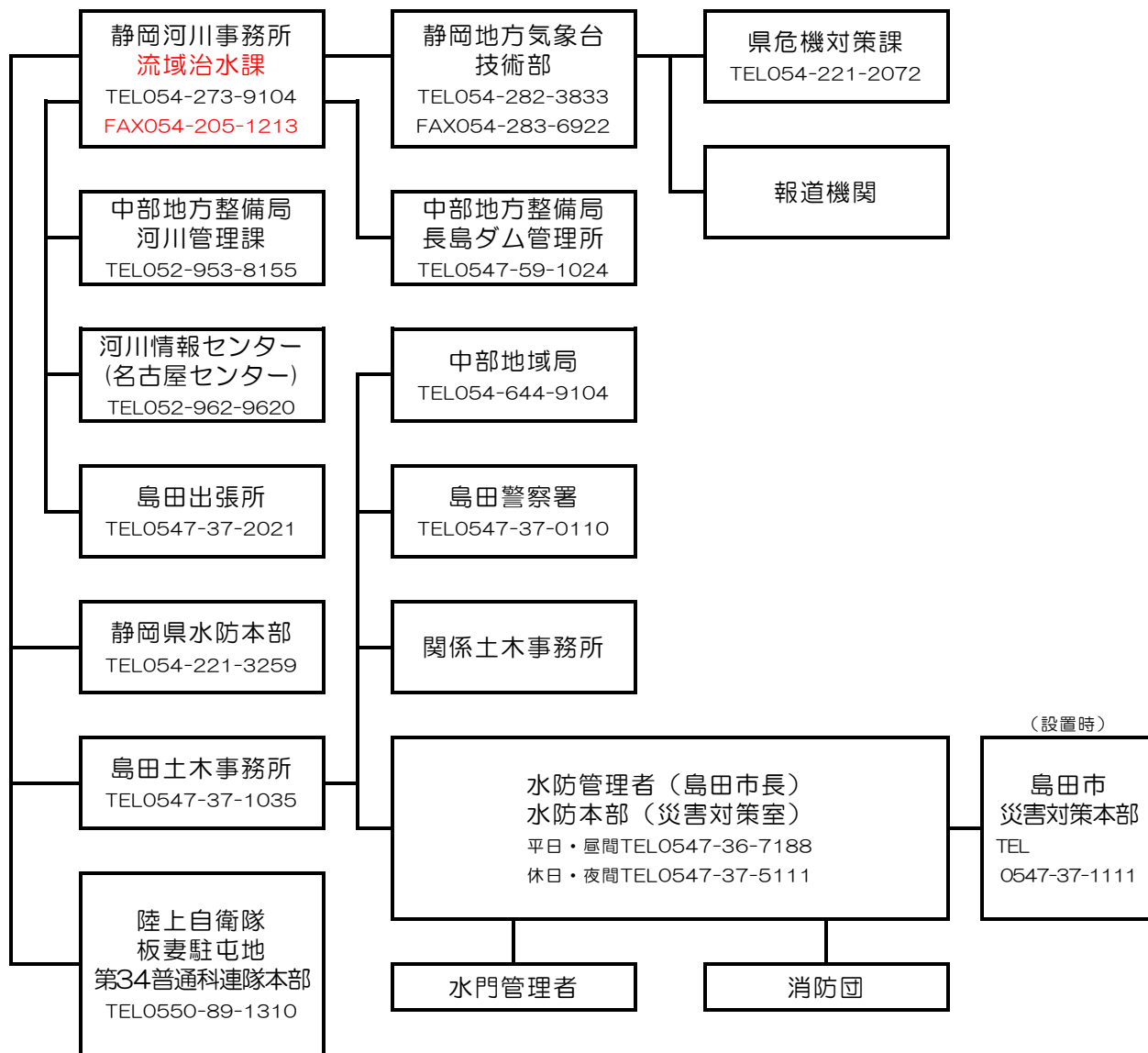
(6) 水防上注意を要する水門等箇所図（島田・金谷地区）



第7章 通信連絡

第1節 水防通信連絡系統

水防時の連絡系統は次のとおりとする。



第2節 電話の利用

水防時に関係ある主たる機関の電話番号は次のとおりである。

(1) 国土交通省関係電話番号一覧

機関名	電話番号	所在地等
国土交通省 代表	03-5253-8111	東京都千代田区霞ヶ関
中部地方整備局 河川管理課	052-953-8155	名古屋市中区三の丸二丁目
中部地方整備局 地域河川課	052-953-8257	名古屋市中区三の丸二丁目
中部地方整備局 水災害対策室	052-953-8158	名古屋市中区三の丸二丁目
中部地方整備局 静岡河川事務所	054-273-9104	静岡市葵区田町三丁目
静岡河川事務所 島田出張所	0547-37-2021	島田市横井三丁目
静岡国道事務所	054-250-8900	静岡市葵区南安倍二丁目
浜松河川国道事務所	053-466-0116	浜松市中区名塚町
長島ダム管理所	0547-59-1024	川根本町犬間

(2) 静岡県関係電話番号一覧

機関名	電話番号	所在地等
静岡県庁 代表	054-221-2111	静岡市葵区追手町
静岡県庁（土木防災情報センター）	054-221-3259	静岡市葵区追手町
交通基盤部 政策管理局	054-221-3002 -3007 -3547	静岡市葵区追手町
交通基盤部 建設経済局	054-221-2147 -2697 -3046	静岡市葵区追手町
交通基盤部 建築管理局	054-221-3091 -3098 -2933	静岡市葵区追手町
交通基盤部 道路局（道路保全課）	054-221-3022 -3024 -3025 -3660 -2752	静岡市葵区追手町
交通基盤部 河川砂防局（土木防災課）	054-221-2249 -3033 -3206	静岡市葵区追手町
交通基盤部 河川砂防局（河川砂防管理課）	054-221-3032 -3034	静岡市葵区追手町
交通基盤部 河川砂防局（河川企画課）	054-221-3035 -3038	静岡市葵区追手町
交通基盤部 河川砂防局（河川海岸整備課）	054-221-3036 -3037	静岡市葵区追手町
交通基盤部 河川砂防局（砂防課）	054-221-3042 -3043 -3044	静岡市葵区追手町
交通基盤部 都市局（景観まちづくり課）	054-221-3530 -3049	静岡市葵区追手町
交通基盤部 農地局（農地保全課）	054-221-2756 -2757	静岡市葵区追手町
交通基盤部 森林局（森林保全課）	054-221-2648 -2655	静岡市葵区追手町
危機管理部（危機対策課）	054-221-2072	静岡市葵区追手町
中部地域局	054-644-9104	藤枝市瀬戸新屋
島田土木事務所	0547-37-1035	島田市道悦五丁目
大井川土地改良区	0547-37-7151	島田市中央町
警察本部災害対策課	054-271-0110	静岡市葵区追手町
島田警察署 警備課	0547-37-0110	島田市向谷元町
島田警察署 金谷交番	0547-45-3189	島田市島

(3) 気象庁関係電話番号一覧

機関名	電話番号	所在地等
静岡地方気象台	054-286-3411	静岡市駿河区曲金二丁目

(4) 自衛隊関係電話番号一覧

機関名	電話番号	所在地等
陸上自衛隊第34普通科連隊	0550-89-1310	御殿場市板妻
陸上自衛隊富士学校	0550-75-2311	小山町須走
静岡地方協力本部	054-261-3151	静岡市葵区柚木
航空自衛隊浜松基地	053-472-1111	浜松市西区西山町
航空自衛隊静岡基地	054-622-1234	焼津市上小杉

(5) 放送局関係電話番号一覧

機関名	電話番号	所在地等
NHK静岡放送局	054-281-9003	静岡市駿河区八幡一丁目
SBS静岡放送	054-284-8950	静岡市駿河区登呂三丁目
SUTテレビ静岡	054-261-6115	静岡市駿河区栗原
SDT静岡第一テレビ	054-283-6515	静岡市駿河区中原
SATV静岡朝日テレビ	054-251-3301	静岡市葵区東町
K-MIX静岡エフエム	053-401-1520	浜松市中区常盤町
株式会社FM島田	0547-34-1765	島田市中央町

(6) 市町関係電話番号一覧

機関名	電話番号	所在地等
島田市役所（危機管理課）	0547-36-7143	島田市中央町
静岡市消防局島田消防署	0547-37-0119	島田市旗指
藤枝市役所（危機管理センター大規模災害対策課）	054-643-3119	藤枝市岡上山
藤枝市役所（河川課）	054-643-3516	藤枝市岡上山
焼津市役所（防災計画課）	054-625-0128	焼津市石津
焼津市役所（災害情報管理室）	054-623-1269	焼津市石津
牧之原市役所（防災課）	0548-23-0056	牧之原市静波
吉田町役場（防災課）	0548-33-2164	吉田町住吉
吉田町役場（建設課）	0548-33-2124	吉田町住吉
川根本町役場（総務課）	0547-56-2220	川根本町上長尾
川根本町役場（建設課）	0547-56-2227	川根本町上長尾

(7) 市消防団関係一覧

機関名	所在地	氏名
島田市消防団団長	島	藤原 達郎
島田市消防団副団長	道悦五丁目	森下 恵文
島田市消防団第1方面隊長	横井四丁目	石川 雅美
島田市消防団第2方面隊長	野田	増本 利幸
島田市消防団第3方面隊長	高熊	山下 勇樹
島田市消防団第4方面隊長	川根町家山	杉谷 和洋
島田市消防団副第1方面隊長（第1分団）	中溝町	角皆 順也
島田市消防団副第1方面隊長（第2分団）	旭三丁目	伊東 真介
島田市消防団副第1方面隊長（第3分団）	大柳南	大村 秀樹
島田市消防団副第1方面隊長（第4分団）	東町	河合 修
島田市消防団副第2方面隊長（第5分団）	大草	山本 晴希
島田市消防団副第2方面隊長（第6分団）	神座	山田 康幸
島田市消防団副第2方面隊長（第7分団）	伊久美	岩塚 隆幸
島田市消防団副第2方面隊長（第8分団）	向谷元町	今井 康晴
島田市消防団副第3方面隊長（第9分団）	神谷城	小関 健太郎
島田市消防団副第3方面隊長（第10分団）	金谷栄町	渡辺 茂寛
島田市消防団副第3方面隊長（第11分団）	番生寺	村下 祐治
島田市消防団副第3方面隊長（第12分団）	横岡	加藤 大樹
島田市消防団副第4方面隊長（第13分団）	川根町家山	原 貴昭
島田市消防団副第4方面隊長（第14分団）	川根町家山	守谷 健児
島田市消防団副第4方面隊長（第15分団）	川根町抜里	兒玉 雅人
島田市消防団副第4方面隊長（第16分団）	川根町身成	清水 裕吾

(8) その他関係電話番号一覧

機関名	電話番号	所在地等
JR島田駅	0547-37-5602	島田市栄町
大井川鐵道株式会社	0547-45-4111	島田市金谷東二丁目
中部電力パワーグリッド株式会社島田営業所	0547-37-6364	島田市本通一丁目
中部電力株式会社大井川電力センター	0547-59-3120	川根本町千頭

第3節 放送局通信施設の使用

放送局に一般放送を要請するものは次のとおりであるが、水防機関は停電等による通信不能を考慮し、非常用ラジオを備えるように努めるものとする。

- 1 国土交通省及び県機関の行う水防警報、洪水予報、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位情報
- 2 市、県機関等の行う立退き指示
- 3 他の通信が途絶したときに必要となる事項

第4節 その他通信施設の使用

その他一般公衆電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

- 1 警察通信施設
- 2 国土交通省関係通信施設
- 3 鉄道関係通信施設
- 4 電力会社関係通信施設

第5節 災害時優先電話について

大きな災害が発生すると被災地への電話が殺到する。NTTでは法律に基づき一般の通話に対して規制ができることとなっている。(電気通信事業法)

災害時優先電話とは、こうした規制の対象にならない特別な指定を受けている電話のことである。(電話サービス契約約款)

災害時優先電話の指定にあたっては、NTTにおいて国や地方公共団体等の一定の機関に限定している。一定の機関とは、電話サービス約款に定めたとおり、「災害の予防若しくは救援、交通、通信、電力の供給確保又は、秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話及び公共の福祉のため緊急を要する事項を内容とする通話」が行われる機関である。

第8章 水防施設及び輸送

第1節 水防用資器材及び設備の整備

市内水防倉庫の設置状況、倉庫に備蓄されている水防用資器材及び設備の整備状況は、表「水防倉庫及び水防用資器材及び設備備蓄状況一覧表」のとおりである。

市長は、水防資材確保のため水防地域周辺の竹木等の所在を把握し、緊急時の場合は周辺住民の協力が得られるように手配しておくものとする。

なお、水防倉庫備蓄資器材を使用し、又は損傷により不足が生じた場合は、速やかに補充しておくものとする。

消防団で水防用資器材を調達する場合は、水防本部に要請するものとする。ただし、状況の急変等により水防本部に要請するいとまがないときは、消防団は当該地域の事業者等から調達するものとする。その場合には、事後において市長に報告するものとする。

水防倉庫及び水防用資器材及び設備備蓄状況一覧表

管理者		島田市					
対象河川名		大井川			大井川 家山川	家山川	大井川 上手川
水防倉庫		神座	高島	金谷	家山	塩本	抜里
面積 (㎡)		33.12	34.96	18.0	58.30	14.50	9.90
資材・器材名	単位						
木杭	本	130	50	10	516	60	50
丸太	本	50	80	2			
鉄杭	本		70	11			
塩ビパイプVU100	本		4				
土嚢袋	袋	1200	2000	1000	3000	500	600
ロープ	束	5	3				
トラロープ	束		4	10			
鉄線	kg	70	100	50	296	40	50
番線	箱			6(200)			
番線カッター	丁		9				
蛇籠(鉄)	本	50	100		18		
水防マット	張	1	3				
ビニールシート	枚	4	20		20		
掛矢	丁	7	8	7	7	3	
スコップ	丁	20	77	12	16	12	
じょれん	丁		16	10	7	16	
ハンマー	丁	5	19	1			
げんのう	丁		2				
つるはし	丁	10	2	14	15	3	
とび口	丁			8			
くわ	丁	10					
のこぎり	丁	5		14(のこなた)		2	
おの	丁		3	1			1
ペンチ	丁	3	10	7	2	5	
しの	丁		21	1			
なた	丁		13	2			
かま	丁	6	2	13	47		
石箕	丁	23	21	12	52	20	24
照明具	灯	5		1	3		

水防倉庫		神座	高島	金谷	家山	塩本	抜里
資材・器材名	単位						
チェーンソー	台			1			
塩化カル	袋		55	28			
担架	本					1	

管理者		島田市					
対象河川名		大井川 身成川	大井川 宮沢川	身成川	笹間川 外の沢	笹間川 加賀沢	笹間川
水防倉庫		渡島	葛籠	上河内	出本	栗原	日掛
面積 (㎡)		9.90	9.90	36.00	9.90	9.90	6.60
資材・器材名	単位						
木杭	本	70		200	90	20	
丸太	本						
鉄杭	本						
塩ビパイプVU100	本						
土嚢袋	袋	200		1550	200	200	
ロープ	束						
トラロープ	束						
鉄線	kg	1		80	10	10	
番線	箱						
番線カッター	丁						
蛇箆(鉄)	本	9					
水防マット	張						
ビニールシート	枚						
掛矢	丁	6		4	8	5	2
スコップ	丁	22		10	8	10	5
じょれん	丁	19		16	6	10	5
ハンマー	丁						
げんのう	丁						
つるはし	丁	4			1	3	
とび口	丁						
くわ	丁						
のこぎり	丁	2		9		5	
おの	丁						
ペンチ	丁	2		5		2	
しの	丁						
なた	丁						
かま	丁				7		
石箕	丁	50		24	15	17	7
照明具	灯			4			
チェーンソー	台						
塩化カル	袋						
担架	本			2			

第2節 輸送の確保

水防業務に使用する輸送車及び作業車は、次のとおりであり、必要に応じて水防本部に配備させるものとする。

令和6年1月1日現在

1 トラック・ダンプ

No.	車名	車種	番号
1	三菱2tダンプ	普貨	静岡 100さ7674
2	日野2tダンプ	普貨	静岡 400な1817
3	いすゞキャブオーバ	普貨	静岡 100せ2290
4	三菱2tキャブ	普貨	静岡 100す9644
5	いすゞ2tダンプ	普貨	静岡 100す6504
6	スズキ軽トラック	軽貨	静岡 480あ5892
7	トヨタ2tキャブ	普貨	静岡 100す4661
8	三菱軽ダンプ	軽貨	静岡 480え 222

2 重機

No.	車名	車種	番号
1	振動ローラー	特殊	—
2	いすゞ4t清掃車	普特	静岡 800す1521
3	いすゞパッカー車	普特	静岡 800さ3126
4	いすゞパッカー車	普特	静岡 800す7382

3 投光機車

No.	車名	車種	番号
1	スズキ4WD	軽貨	静岡 480あ8067
2	スズキ4WD	軽貨	静岡 480あ8068
3	スズキ4WD	軽貨	静岡 480え6304

4 パトロールカー・防災車

No.	車名	車種	番号
1	道路パトロールカー	普特	静岡 800す2688
2	河川パトロールカー	普特	静岡 800さ7317
3	日産消防指令車	普特	静岡 800さ9416
4	三菱消防指令車	普特	静岡 800す 929
5	日産消防運搬車	普特	静岡 830さ 201
6	日産消防広報車	軽特	静岡 880あ1028

第9章 水防活動

第1節 水防本部の非常配備

1 非常配備体制

市は、県水防本部（島田土木事務所）の非常配備体制に準ずるものとし、あらかじめその体制を整備しておかなければならない。

また、市長が自らの判断により必要と認める場合においても、非常配備体制を執ることができるものとする。

2 水防配備体制

(1) 水防配備基準（雨量基準）

配備区分	レベル	配備基準	配備要員	体制
第1配備体制	1	(大雨・洪水注意報発令相当) 時間雨量15mm以上又は 時間雨量10mm以上かつ 積算雨量50mm以上	1組7人体制 島田地区3人―出動 金谷地区2人―職場 (自宅)待機 川根地区2人―職場 (自宅)待機	主として情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移により、他の職員の招集、その他の活動ができる体制
	2	時間雨量30mm以上又は 時間雨量10mm以上かつ 積算雨量80mm以上又は 積算雨量100mm以上	金谷地区2人―出動 川根地区2人―職場 (自宅)待機	
第2配備体制	3	(大雨・洪水警報発令相当) 時間雨量40mm以上又は 時間雨量15mm以上かつ 積算雨量100mm以上	川根地区―出動 1班25人体制	更なる情報収集に努めるとともに、水防活動に必要な事態が発生すれば、速やかに水防活動が遂行できる体制
第3配備体制	4	時間雨量20mm以上かつ 積算雨量130mm以上	非常配備体制	水防本部体制相当
	5			災害対策本部体制相当

※水防体制レベルは、島田市が防災気象情報提供を業務委託している㈱ウェザーニューズの水防対策支援システムにおける市独自指標である。

(2) 非常配備に就く時期

第1指令（第1配備体制に就くべき指令）

今後の気象情報に注意し、警戒する必要があるか、具体的な水防活動を必要とするに至るまでには、かなりの時間的余裕があると認められるときに指令する。

第2指令（第2配備体制に就くべき指令）

水防活動を必要とする事態の発生が予想されるときに指令する。

第3指令（第3配備体制に就くべき指令）

事態が切迫し、完全な水防体制の必要が予想されるときに指令する。なお、この指令は、事態に応じて第1指令から直ちに第3指令を発する場合もあり、また、予想される危険性が少なく全面出動を必要としないと認めるときには、第2指令及び第3指令を発しないことがある。

第2節 消防団の非常配備

消防団の非常配備は、市長からの指令によるものを原則とするが、緊急を要する場合は、団長等の判断により非常配備体制をとらなければならない。

1 消防団を非常配備体制に就かせるための指令

(1) 市長が自らの判断により必要と認める場合

この場合には、速やかに所管する島田土木事務所長（水防区長）を経由して県知事に報告しなければならない。

(2) 水防警報指定河川にあっては、県知事からその警報の伝達を受けた場合

(3) 緊急にその必要があるとして県知事からの指示があった場合

2 非常配備基準

配備区分	配備基準	配備体制
待機	1 水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき。 2 河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、かつ準備の必要を認めるとき。	消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく。
準備	河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達して、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。	消防団の団長及び分団長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当り、ダム、水こう門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる。
出動	河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えて上昇し、出動の必要を認めるとき。	消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく。
解除	水防管理者(水防本部長)から解除の指令があったとき。	

水防上の注意事項

- 1 水防活動(避難誘導や水防作業)の実施に当り、消防団員自身の安全は確保しなければならない。
- 2 出動の際は、必要に応じ、消防団員自身でライフジャケット等の安全具を装着する。
- 3 消防団員は、出動前によく家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、一旦出動した場合は、命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。
- 4 作業中は、終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。
- 5 作業中は、私語を慎み、言動に注意し、特に夜間は「溢水」「破堤」等の想像による言語を用いてはならない。
- 6 命令及び情報の伝達は、特に迅速正確及び慎重を期し、みだりに人身を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力が発揮できるように心掛けること。
- 7 洪水時において堤防に異状が起こる時期は、滞水時期にもよるが、大体水位が最大るとき又は、その前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に生じる場合が多い(水位が最大洪水位の4分の3位に減少したときがもっとも危険)から、洪水が最盛期を過ぎても完全に終息するまで警戒を厳にすること。

- | |
|--|
| <p>8 水防解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。</p> <p>9 使用した資器材は、手入れをして所定の位置に設備する。</p> |
|--|

第3節 巡視及び警戒

1 監視：平常時

市長、消防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、堤防、水防に関する施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を市長に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を市長に通知するものとする。

市長等が、出水期前や洪水経過後に重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

2 警戒：出水時（洪水）

市長等は、県から非常配備体制が指令されたとき、または気象等の悪化が予想されるとき等は、河川等の監視及び警戒をさらに嚴重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、島田土木事務所長（水防区長）及び河川等の管理者に報告し、島田土木事務所長（水防区長）は県知事に報告するものとする。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 住宅地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排水門・取水門・こう門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第4節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、団員は安全が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、市長は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第5節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第6節 避難の指示

洪水等により著しい危険が切迫していると認められる時は、法第29条に基づき県知事、県知事の命を受けた県の職員又は市長は、速やかに必要と認める区域の居住者、**滞在者、その他の者**に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。

なお、市長が立ち退きの指示をする際の避難情報の発表に係る基準については、「島田市避難情報の判断・伝達マニュアル（水害編・土砂災害編）」によるものとし、報道機関等、水防信号又はその他の方法を利用し、迅速でかつ的確に指示するものとする。市長が立退き又はその準備を指示するときは、遅滞なく島田警察署長へ通報するとともに、島田土木事務所長（水防区長）を経由して県知事へその旨を報告しなければならない。

第7節 避難のための立退き計画

市長は、避難所として適当な施設について充分調査し、島田警察署長及び関係者と事前に協議のうえ、あらかじめ立退き計画を策定するとともに立退き先経路に伴う必要な措置を講じておくものとする。

避難所施設は、島田市地域防災計画に定める避難所とする他、当時の状況に応じ、自治会、町内会等の公会堂や集会所を選定する。

島田市水防計画書には、危険箇所に対する避難場所、避難指示者及び避難責任者（避難誘導者）を明示し、事前に一般に広く周知せしめておくものとする。

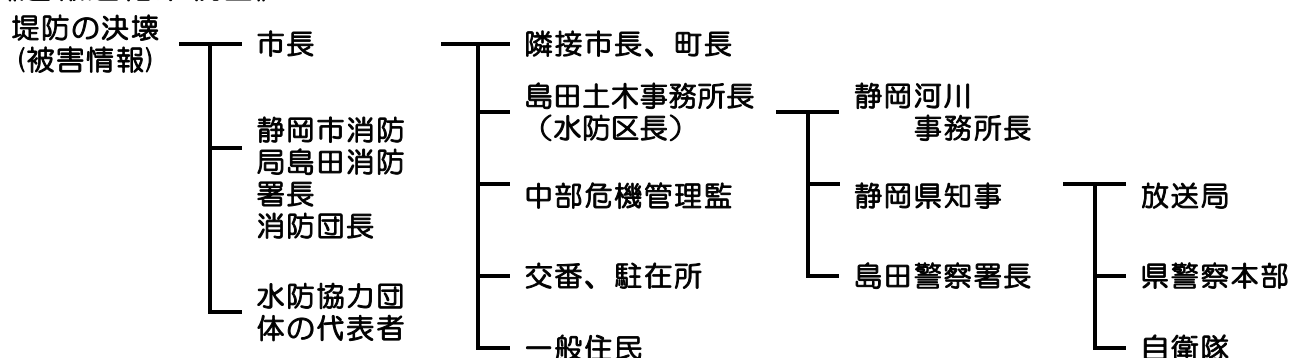
第8節 決壊等（被害情報）の通報及び決壊後の処理

堤防等が決壊又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、市長は「通報連絡系統図」により、速やかに一般市民、島田土木事務所長（水防区長）、島田警察署、隣接水防管理者に通報するものとする。

なお、一般住民への通報に際しては、報道機関等を利用し、迅速な情報伝達に努めるものとする。

また、この通報を受けた市長は、さらに、氾濫及びその恐れのある隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。

《通報連絡系統図》



決壊箇所については、市長、消防長、消防団長、水防協力団体の代表者及び各機関の長が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

第9節 水防配備の解除

1 市の配備の解除

市長は、自らの区域内の水防活動の必要がなくなると認めたときは、配備の解除を発表するとともに、住民その他関係機関に通知するものとする。なお、配備の解除を発令したときは、所管する島田土木事務所長（水防区長）を経由して県知事に報告するものとする。

2 消防団の配備の解除

- (1) 水防解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、市長が水防解除の指令をしたときとする。
- (2) 消防団員は、1による水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。
- (3) 水防解除後は人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
- (4) 使用した資器材は手入れして、所定の位置に設備する。

第10章 水防信号、水防標識等

第1節 水防信号

法第20条の規定による水防信号（昭和31年9月28日県規則第75号）は、次のとおりである。

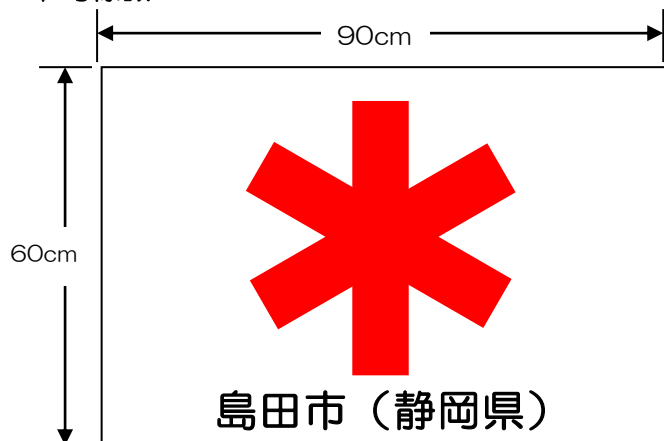
- (1) 信号は適宜の時間継続する。
- (2) 必要があるときは、警鐘信号、サイレン信号を併用する。
- (3) 上記によるほか、伝令の称呼による通報を考慮する。

種別	説明	警鐘信号	サイレン信号
第一信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○ 休 ○ 休 ○ 休 止 止 止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 ○— 休 止 ○— 休 止 ○— 休 止
第二信号	消防機関に属する者の全員が出勤すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 ○— 休 止 ○— 休 止 ○— 休 止
第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出勤すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 ○— 休 止 ○— 休 止 ○— 休 止
第四信号	必要と認める区域内の居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	約1分 約5秒 約1分 約5秒 ○— 休 止 ○— 休 止
注意	<ol style="list-style-type: none"> 1 信号は適宜の時間継続すること 2 必要があれば警鐘信号、サイレン信号を併用すること 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知すること 		

第2節 水防標識

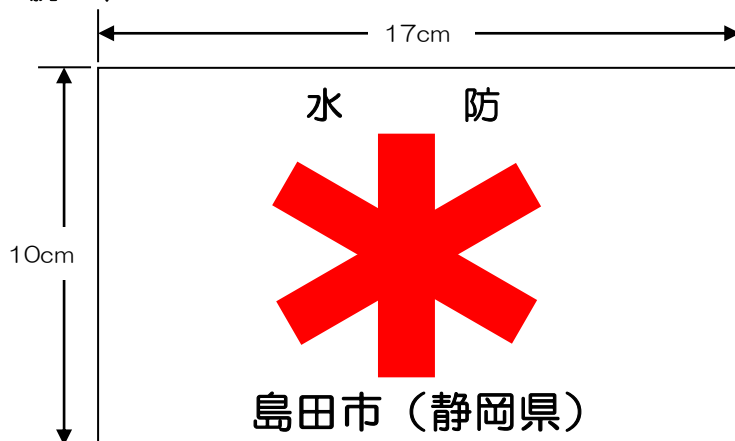
法第18条の規定による水防標識（昭和31年9月28日県告示第939号）は、次の図のとおりである。

(1) 車馬標識



水は赤色、外は白色
車馬標識の寸法については、任意とする。

(2) 腕章



水は赤色、外は白色

(3) 標燈



水は赤色、外は白色
形状については適宜とする。

第3節 身分証票

水防管理者が水防計画を作成するために必要な土地に立ち入ることが必要であると認める場合に当該職員が携帯する身分証票は、次のとおりとする。

例 (表)

第 号	身分証票
住所 _____	
氏名 _____	
職名 _____	
上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。	
令和 年 月 日	
島田市長	印

(裏)

- (1) 本証は、水防法第49条第2項による立入証である。
- (2) 本証の身分に変更があったときは、速やかに訂正を受けること。
- (3) 記名以外の者の使用を禁ず。
- (4) 本証の身分を失ったときは、速やかに返還すること。

第11章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力

河川管理者である国土交通省又は静岡県は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。(河川法第22条の2)

- 1 水防管理団体に対して、河川に関する情報の提供(「第5章 気象予報等の情報収集」参照)
- 2 水防管理団体に対して、氾濫(決壊又は溢流)想定地点ごとの氾濫水到達市町の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者(関係機関・団体)の提示
- 3 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき(氾濫発生情報を発表する場合を除く)河川管理者による関係者及び一般への周知
- 4 重要水防箇所の手回し点検の実施
- 5 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 6 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 7 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第2節 水防管理団体相互の協力及び応援

- 1 市長は、水防上必要があるときは、他の水防管理者又は市町長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。(法第23条)
- 2 応援を求められた水防管理者又は市町長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動等については、応援を求めた市長の所轄のもとに行うものとする。
- 3 市町は、協力、応援等水防事務に関し、あらかじめ相互に協定をしておくものとする。

第3節 警察官の出動要請

市長は、水防のため必要があると認めるときは、島田警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる。(法第22条)

第4節 自衛隊の派遣要請

市長は、自衛隊の災害派遣が必要と認めるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、県知事に自衛隊の派遣要請を求めものとする。また、県知事に対する要求ができない場合には、災害の状況などを防衛大臣又は第34普通科連隊長若しくは第一師団長に通知するものとする。

派遣要請に当たっては、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間

- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法その他参考となるべき事項

第5節 国、県との連携

1 水防連絡会

市は、国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所や静岡県が開催する水防連絡会等に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水予報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資器材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

2 ホットライン

市は河川の水位状況については、国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所及び島田土木事務所とのホットラインにより、また気象状況については、静岡地方气象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第6節 国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請

- 1 市長は、水害等の発生時の被害軽減等のため、国土交通省の所管する災害対策用車両等の派遣要請を行うことができる。
- 2 国土交通省災害対策用車両の派遣要請をする場合には、静岡河川事務所又は静岡国道事務所へ直接電話連絡による。また併せて、ファックスにより使用(派遣)場所(位置図)、使用(派遣)車両、使用(派遣)期間、受入れ担当者の連絡先等、派遣に必要な事項を提示するものとする。

※災害対策用車両等の派遣に要する費用は、原則として市が負担することとする。

(1) 災害対策車派遣要請連絡先

地区	国土交通省窓口	電話番号	FAX番号
中部	静岡河川事務所管理課	054-273-9105	054-205-1213
	静岡国道事務所総務課 (管理担当) 副所長	054-250-8900	054-252-5747

(2) 災害対策用車両等一覧表

(静岡河川事務所保管)

災害対策機械名	建設機械番号	規格	数量	購入年度	緊急自動車
待機支援車	21-4510	小型	1台	平成21年度	○
排水ポンプ車	18-4502	30m ³ /min水中E-タ式	1台	平成18年度	○
	20-4505	30m ³ /min水中E-タ式	1台	平成20年度	○
照明車	18-4506	2kw×6灯 20m	1台	平成18年度	○
	26-4506	2kw×6灯 20m	1台	平成26年度	○

(静岡国道事務所保管)

災害対策機械名	建設機械番号	規格	数量	購入年度	緊急自動車
対策本部車	13-1519	拡幅型	1台	平成13年度	○
照明車	13-1520	20kVA,10m	1台	平成13年度	○
応急組立橋	57-1341	TL-20,40m×6m(車道部)	1橋	昭和57年度	—
	58-1341	40m×0,8m(歩道部)	1橋	昭和58年度	—
衛生通信車	DC-0601	発電機付	1台	平成6年度	○

3 国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請様式

第 号
年 月 日

国土交通省

〇〇〇〇〇事務所長 殿

島田市 災害対策本部長

島田市長 〇〇 〇〇

災害対策用資機材等の派遣について（要請）

標記について、当局管内において発生した災害対応のため、下記のとおり要請します。

記

1. 要請理由 台風〇〇号により発生した内水排除のため

2. 要請箇所 静岡県島田市〇〇地先（別図参照）

3. 引渡希望日 年 月 日 時 分

4. 受取責任者 〇〇〇〇課長 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

5. 要請資機材の種類・規格・台数

資機材名等	規格	台数	備考
〇〇車（〇〇-〇〇〇〇）	〇〇〇	1台	

6. 使用予定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

7. 操作要員等
 操作員 不必要・必要（ 名）
 保守員 不必要・必要（ 名）
 設置・撤去員 不必要・必要（ 名）
 設置機械（クレーン等） 不必要・必要（ 機械 台）

第7節 企業（地元建設業等）との連携

市は、出水時の水防活動に際し、資器材の提供等に関して島田建進会及び島田建設工業団体連合会と協定を締結している。

第8節 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第12章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担及び公用負担

1 費用負担

水防管理団体が、その管轄区域の水防に要した費用は、当該管理団体が負担するものとする。(法第41条)

ただし、次に掲げる場合においては、水防管理者相互間において協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は、県知事が斡旋するものとする。

- (1) 法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 法第42条の規定により、著しく利益を受けた市町の一部負担

2 公用負担の権限

水防上必要があるときは、水防管理者、消防機関の長は、次の権限を行使することができる。(法第28条)

- (1) 必要な土地を一時使用すること。
- (2) 土石、竹林その他の資材を使用し、又は収用すること。
- (3) 車両その他の運搬用機器を使用すること。
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物を処分すること。

3 公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他、これらの者の委任を受けたものにおいて、次の証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証明書		
島田市消防団〇〇分団〇部長		
氏名 〇〇 〇〇		
上記の者に の区域における水防法第28条第1項の 権限を委任したことを証明する。		
年 月 日		
水防管理者	島田市長	印

4 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、次の命令書を目的物の所有者、管理者又

はこれに準ずる者に手渡してから行使するものとする。

公用負担命令書			
第 号	目的物 負担内容	種類 使用 収用	員数 処 分
年 月 日			
殿		島 田 市 長	(印)
		事 務 取 扱 者	(印)
----- 切 取 線 -----			
第 号	受 領 書		
	公用負担命令書 右受領した		
年 月 日		氏 名	(印)
殿			

5 損失補償

市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第2節 公務災害補償

消防団員又は、水防従事者が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、「島田市消防団員等公務災害補償条例」（平成17年5月5日島田市条例第174号）により補償する。

第13章 水防報告等

第1節 水防てん末報告

市長は、洪水等に際して水防活動を実施し、水防が終結したときは、次の事項を取りまとめ、「静岡県水防計画書様式8」により水防活動実施後10日以内に島田土木事務所長（水防区長）を経由し、県知事に報告するものとする。

島田土木事務所長（水防区長）は、報告を受けたときは内容を取りまとめ、遅滞なく「静岡県水防計画書様式9」により県知事に報告するとともに、特に市長からの水防功労者表彰の申請については、実状を調査し内容を審査したうえ、功績順位並びに意見を付して県知事に報告するものとする。（法第47条第2項）

第2節 水防てん末報告事項

- 1 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 2 水防活動をした河川名及びその箇所
- 3 警戒出動及び解散命令の時刻
- 4 消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- 5 水防作業の状況
- 6 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 7 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- 8 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- 9 応援の状況
- 10 居住者出勤の状況
- 11 警察関係の援助の状況
- 12 現場指導の官公署氏名
- 13 立ち退きの状況及びそれを指示した理由
- 14 水防関係者の死傷
- 15 殊勲者及びその功績
- 16 殊勲消防団とその功績
- 17 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第3節 消防団の水防活動実施報告書の提出

分団長は、水防が終結したときは、遅滞なく消防団長を通じて、別表様式1により水防活動実施報告書を市長に提出するものとする。

水防管理団体水防活動実施報告書

令和 年 月 日

水防管理団体名 _____ 作成責任者 _____

出水の概要	川 警戒水位 m 雨量 mm										
水防実施箇所	川 左 岸 地先 m 右										
日時	自 月 日 時	至 月 日 時	所 人員		管理団体		県支給分		その他		計
出動人員	水防団員	消防団員	その他	合計	手当て	円	円	円	円	円	
	人	人	人	人	その他						
水防作業の概要及び工法	工法 箇所 m										
	費用				資材費						
					器材費						
					雑費						
					計						
水防の結果	費用				公用負担						
					合計						
	効果	使用資材				かます、俵	枚	枚	枚	枚	
						万年、土俵	枚	枚	枚	枚	
						なわ	kg	kg	kg	kg	
				丸太	本	本	本	本			
被害					その他						
					県の応援状況						
消防団員の出動状況	立ち退き状況及びそれを指示した事由										
その他の出動状況	水防関係者の死傷										
居住者の出動状況	水防功労者の氏名所属										
雨量水位の状況	年齢所屬及びその功績概要										
公用負担内容											
他団体の応援状況	水防活動に関する反省点										
警察官の応援状況	備考										

- (注) 1 水防を行った箇所ごとに作成すること。
 2 氾濫箇所図(1/5000以上)を添付し、氾濫区域及び実施箇所を明示すること。
 3 水防管理団体は、箇所ごとの報告書の集計表及び氾濫箇所図(1/5000以上)を添付して、水防区長(土木事務所長)に3部提出すること。
 4 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。

管内水防活動実施報告書

令和 年 月 日

水防区(土木事務所)名 _____ 作成責任者 _____

出水の概要	水防実施個所	水防開始の日時 及び終結日時	出動人員数	水防作業の概況	
			水防団員		
			人		
			(人)		
			消防団員		
			人		
			(人)		
			その他		
			人		
			(人)		
			合計		
			人		
			(人)		
水防の効果		被害	所要経費概要		
			区分	水防区	水防管理団体
堤防	m	m	内 訳	人 件 費	
田	㎡	㎡		費	
畑	㎡	㎡			
家屋	戸	戸			
鉄道	m	m			
道路	m	m		計	
			所要資材概要		
			かます		
			なわ		
			丸太		
			その他		

- (注) 1 各水防区は、各水防管理団体から提出された様式8を集計して様式9を作成すること。
 2 様式9は様式8の写しを添付して、県知事に2部提出すること。
 3 出動人員には、パトロール等も含む。

様式 1

水防活動実施報告書

消防団名	第 分団	作成責任者	㊟					
報告年月日	令和 年 月 日	天候の状況	第 号台風・	豪雨				
洪水増減の状況	警戒水位 水位 m	雨量(日雨量)	m mm/日					
出動時刻	(自) 月 日 時 分 (至) 月 日 時 分 計 時間 分							
出動人員数	消防団員	自衛隊員	警察官	その他	計			
	人	人	人	人	人			
水防活動実施箇所	大井川 左・右岸 m 又は 支流 m 島田市 地先							
水防作業の概要・工法	工法 箇所 m							
水防結果	堤防 m	田 m ²	畑 m ²	家 戸	鉄道 m	道路 m	人口 人	その他
	効果							
	被害							
所要経費	費目	数量	単価	合計	備考			
	人件費	出動手当						
	物件費	資材費						
		器材費						
		機器借料						
その他	その他							
使用資器材	資器材名	数量	資器材名	数量	資器材名	数量		
	木杭	本	水防マット	張	おの	丁		
	丸太	本	ビニールシート	枚	ペンチ	丁		
	鉄杭	本	掛矢	丁	なた	丁		
	土嚢袋	袋	スコップ	丁	かま	丁		
	ロープ	束	ハンマー	丁				
	鉄線	kg	つるはし	丁				
	蛇籠(鉄)	本	くわ	丁				
蛇籠(竹)	本	のこぎり	丁					
他の管理団体の応援状況			居住者	出動状況				
警察関係の援助状況			現場指導	官公署氏名				
立退き状況とその理由			水防関係者の死傷					
殊勲消防分団とその功績			公用負担の下命					
今後の水防について考慮を要する点								

第14章 水防訓練

市は、毎年出水期前に1回以上は、消防機関及び水防協力団体、自主防災組織・住民による水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

なお、訓練要領は島田土木事務所と協議のうえ、その都度市長が定める。

第15章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第1節 洪水対応

(1) 洪水浸水想定区域の指定

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-320/measures/shinsuisoutei.html>)

(2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、島田市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 洪水予報、水位到達情報の伝達方法、その他人的災害を生じるおそれがある洪水に関する情報の伝達方法
- ② 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- ③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（※島田市はア、ウについては該当なし。）
 - ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。))でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ウ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）
- ⑤ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(3) 洪水ハザードマップ

洪水浸水想定区域をその区域に含む市長は、島田市地域防災計画において定められた上記(2)①～⑤に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第3項及び第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

(4) 予想される水災の危険の周知等

市長は、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

(5) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により島田市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市長へ報告するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、島田市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする

第16章 水防協力団体

第1節 水防協力団体の申請、指定及び業務等

1 水防協力団体の指定、監督、情報提供（法第36条、第39条、第40条）

市は、次項に規定する業務を適性かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により水防協力団体として指定することができる。また、市は、水防協力団体が適性かつ確実な実施を確保するために水防計画に位置づけるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、県及び市は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

3 水防協力団体の消防機関との連携

水防協力団体は、消防機関との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年、市長及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

4 水防協力団体の申請・指定及び運用

市は、水防協力団体の申請があった場合は、「島田市水防協力団体指定要領」に基づき、指定することとする。また、指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務の適性かつ確実に行われるよう「島田市における水防協力団体との水防協働活動実施要領」によるものとする。

島田市水防協力団体指定要領

第1 通則

島田市における水防協力団体の指定は、水防法（以下「法」という。）及び国土交通省令（以下「省令」という。）その他の法令並びに関連通知のほか、この要領に定めるところにより行う。

第2 水防協力団体の要件

水防協力団体の指定に当たっては、法第36条に基づき、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして省令で定める団体（以下「法人等」という。）であり、かつ、反社会勢力でないことをその要件とする。

第3 水防協力団体の業務

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、業務を行うに当たっては、水防管理者の所轄下にある消防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- (1) 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの消防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- (3) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- (4) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- (5) 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- (6) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

第4 水防協力団体の申請方法

- (1) 水防協力団体の要件を満たす者で、島田市水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者（島田市長）に「島田市水防協力団体指定申請書」（様式第1号）に「水防協力団体協力活動業務計画書」（様式第2号）及び「水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて、申請するものとする。
- (2) 水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

第5 水防協力団体の指定

- (1) 水防管理者は、前項の申請の審査を行い、業務を適性かつ確実に行うことができる法人等であると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときには、当該水防協力団体に対し、「島田市水防協力団体認定書」（様式第3号）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。
- (2) 水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

第6 その他

- (1) この要領を変更する必要があるときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。
この要領は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（用紙 日本産業規格A4縦型）

島田市水防協力団体指定申請書

年 月 日

島田市水防管理者

島田市長

住 所

（事務所所在地）

団体の名称

代表者氏名

水防法第36条第1項及び「島田市水防協力団体指定要領」第4の規定に基づき、島田市水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」を添えて申請します。

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

年 月 日

島田市水防管理者

島田市長 様

住 所

（事務所所在地）

団体の名称

代表者氏名

水防協力団体協力活動業務計画書

島田市の実施する水防活動に協力するため、以下の業務を実施します。

（自由記載）

【記載例】

平時の活動事例

- 土のう袋など水防資器材や設備等の保管場所の提供
- 水防団員・消防団員の募集ポスターや水防に関する動画等の広報資料を水防協力団体のオフィスや店舗等に掲示
- 講習会や研修会の実施を通じた水防知識の普及啓発
- 小中学校や自治会に対する出前講座等の実施
- 水防意識高揚のためのパンフレット作成や各種行事の開催
- 水防演習や避難訓練への参加、物資提供、ブース出展

など

災害時の活動事例

- 土のうの袋詰めや運搬
- 子どもやお年寄りなどの救護
- 住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援
- 土のう袋など水防資器材の設備等の提供
- 水防団員・消防団員の休憩場所の提供

など

(自由記載)

◎その他ご協力いただける活動がありましたら具体的に内容をご記入ください。

様式第3号（用紙 日本産業規格A4縦型）

島田市水防協力団体認定書

年 月 日

住 所
（事務所所在地）

団体の名称

代表者 様

島田市水防管理者

島田市長

水防法第36条第1項及び「島田市水防協力団体指定要領」第4の規定に基づき、貴団体を島田市水防協力団体に指定します。

島田市における水防協力団体との水防協働活動実施要領

第1 通則

島田市水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体と、消防団又は水防活動を行う消防機関（以下「水防団等」という。）との連携については、水防法及びその関連通知並びに島田市水防計画（地域防災計画）のほか、この要領に定めるところによる。

第2 消防団等と水防協力団体との連携

水防法第36条及び「島田市水防協力団体指定要領」に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、消防団等による水防活動に対する協力業務であり、島田市からの情報提供や指導、助言を受け、水防団等と密接に連携して行うものとする。

第3 活動報告書の提出

水防管理者は、消防団等と連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体協力活動報告書」（様式第1号）を提出させることができる。

第4 情報提供等

水防管理者は、「島田市水防協力団体指定要領」第4に基づき提出された「水防協力団体協力活動業務計画書」や前項の「水防協力団体協力活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報の提供や指導、助言を行う。

第5 その他

- (1) この要領を変更する必要が生じたときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（用紙 日本産業規格A4縦型）

島田市水防協力団体協力活動報告書

年 月 日

島田市水防管理者

島田市長

住 所

（事務所所在地）

団体の名称

代表者氏名

別紙のとおり水防協力活動を実施しましたので、「島田市における水防協力団体との水防協働活動実施要領」第3の規定に基づき提出します。

第17章 災害用伝言ダイヤル・伝言板

第1節 災害用伝言ダイヤル「171」等

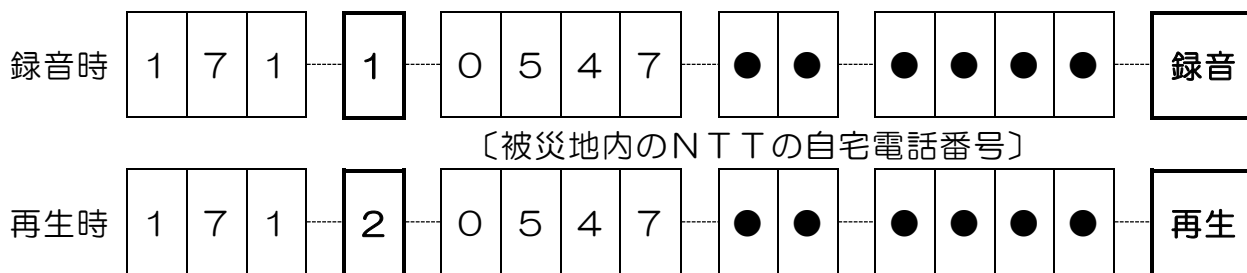
災害用伝言ダイヤルとは、地震、水害等災害が発生した時に最も重要となる安否確認を伝達するシステムである。

また、災害時に利用できる安否確認システムには、伝言ダイヤルのほか、災害用ブロードバンド伝言板（web171）、携帯電話会社の災害用伝言板がある。

1 災害用伝言ダイヤルサービス「171」の利用方法

- (1) サービスの開始時期
 - ・震度6弱以上の地震の発生
 - ・その他自然災害で電話が相当混み合っている時
- (2) 目的
 - ・災害時の被災地域住民の安否確認
 - ・災害時の電話のふくそう緩和
- (3) キーとなる電話番号
 - ・被災地域内の自宅のN T T電話番号
- (4) 利用可能な端末
 - ・N T Tの電話
 - ・N T Tの公衆電話

録音／再生時のダイヤル方法



2 災害用ブロードバンド伝言板（web171）の利用方法

利用方法は、N T T西日本を確認してください。

<https://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/>

3 携帯電話「災害用伝言板」の利用方法

利用方法は、お持ちの携帯電話会社のホームページを確認してください。

【NTTドコモ】

<http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/index.html>

【au】

<https://www.au.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon>

【ソフトバンクモバイル】

<http://mb.softbank.jp/mb/service/dengon/>

【ワイ・モバイル】

<http://www.ymobile.jp/service/dengon/>